

愛媛県 L P ガス災害対策マニュアル

第 2 次改訂版

一般社団法人愛媛県 L P ガス協会

目 的

このマニュアルは、一般社団法人愛媛県LPガス協会の制定した「愛媛県LPガス対策要綱」に基づく災害対策等を実効あるものとするため、災害対策としての組織体制、日常業務、災害発生後の緊急対応、応急点検、復旧措置等について定めたものです。

目 次

第1章 平常時における販売所の災害対策	1
第2章 災害に有効な設備対策	6
第3章 災害が発生した場合	7
第4章 災害発生直後の販売所の対応	15
第5章 緊急対応措置	15
第6章 応急点検	16
第7章 復旧措置	17
第8章 被害状況報告	20
第9章 流出容器の回収・保管等	23
第10章 大規模災害時における愛媛県内の相互応援	26
第11章 その他	26
(別添) 災害時相互応援ルール	28
様式集	31
資料集	61
愛媛県LPガス災害対策要綱	105

※本マニュアルにおいて、協会に関連する項目には **協会**、支部に関連する項目には **支部**、販売事業者に関連する項目には **販売店** のマークが付いています。

第1章 平常時における販売所の災害対策

L Pガス販売事業者は、災害発生時に的確な対応を行うために、平常時の事業活動の中において以下に挙げる項目についての励行が望まれます。

1. 指揮命令系統責任者・災害対策担当者の選任、連絡体制等の整備

販売店

- ①指揮命令系統責任者の選任（最高責任者・副責任者を選任）
- ②災害対策担当者の選任（情報収集・連絡等を担当）
- ③連絡体制の整備（就業時間内、就業時間外で作成）
- ④従業員の行動原則の作成（連絡先、出社場所、緊急対応・応急点検施設の選定、ガス漏れ時の対応、資機材の確認など）

※災害対策マニュアル資料6を参照のこと。

2. 一般消費者等に対する災害発生時における対応の周知

販売店

【一般消費者等に周知すべき事項】

- ①使用中の火は直ちに消して器具栓・元栓を閉止する
- ②ガス漏れ等の異常に気付いた時は、容器バルブを閉めて販売店へ連絡
- ③マイコンメータの復帰方法や留意点など

※災害対策マニュアル資料7～8を参照のこと。

3. 緊急時優先施設のリストアップと巡回表の作成

販売店

緊急時に必要とされる病院等公共性の高い施設、大規模な容器置場を有する施設、施錠されている容器置場等保安確保の重要性を考慮するとともに効率的に巡回ができるよう緊急時に優先して点検を行う消費先をリストアップした巡回表を作成しておくこと。

4. 販売所内設備の耐震性強化

販売店

販売所内の設備の耐震性強化対策を講ずること。また、L Pガス充填所においては、地震振動によるL Pガス容器の転倒防止策を講ずること。

5. 非常用資機材・車両用燃料・非常食などの確保

販売店

非常時に備えて以下の機材等を日常より確保すること。

- ①非常用の資機材（カセットボンベ、単段式調整器等）
- ②非常時の発電装置
- ③車両用燃料
- ④非常食・飲料水 等

6. 顧客データ等のバックアップ・持ち出しの準備

販売店

- ①顧客リストや配管図面等（以下「顧客データ等」という。）は、定期的に電子媒体、紙媒体等の持ち出し可能な形に保存すること。
- ②避難時における優先持ち出しのルールを整備するとともに、保管体制の周知徹底を図り、どのような状況においても速やかに顧客データ等が活用できるよう心掛けること。
- ③比較的安全地域に居住する責任者自宅等での顧客データ等の保管やLPガス卸事業者・配送事業者・保安機関等の縦系列内の他事業者との顧客データ等の管理、クラウドコンピューティングの活用などの管理方法についても検討すること。

7. 保安業務用機器や防災機器などの整備・維持管理

販売店

災害時に必要となる以下の機器の整備並びに維持管理に努めること。

①保安業務用機器	自記圧力計、マノメータ、ガス検知器、CO測定器、漏えい検知液、ボーリングバー、緊急工具など
②非常用電源	LPガス発電機、乾電池など
③携帯用ラジオ	携帯用ラジオ、スマートフォン用ラジオアプリなど
④通信機器類	携帯電話、衛星電話、無線など

8. 販売事業所内での教育訓練並びに人材育成

販売店

円滑な災害対応を念頭に置いた実務的な防災訓練の実施、現場で中心的な役割を担う人材の育成等を行うこと。なお、LPガス販売事業所内における教育訓練の内容としては、次のものなどが挙げられます。

- ①LPガス販売事業者の日常の準備
 - a 連絡、情報収集及び緊急対応・応急点検等社内体制の確認
 - b LPガス設備の耐震強化対策の実施状況の把握
 - c 巡回表の確認
 - d 緊急対応、応急点検及び復旧措置要領の確認
 - e 応急復旧用及び容器回収用資機材等の整備、確認
 - f 消費者リストの確認
 - g 住宅地図・配管図面の確認
- ②警戒宣言発令時の対応
- ③災害発生後の対応（連絡、情報収集及び緊急対応・応急点検体制の実動確認等）
- ④臨時的ガス使用者への対応

※災害対策マニュアル資料6、資料9を参照のこと。

9. 緊急通行車両の事前届出・LPガス自動車の導入

販売店

災害時発生時の交通規制に備え、積極的に緊急通行車両の事前届出を行うとともに、比較的燃料不足に陥り難いLPガス自動車の導入なども検討すること。

※災害対策マニュアル資料10～13を参照のこと。

10. 支部との連絡・連携体制の整備

支部

販売店

災害発生時における支部との連絡・連携体制の整備のため、以下の項目に努めること。

- a 支部内の緊急連絡網の確認（支部長だけでなく上長の確認など）
- b 支部の緊急機材等の保管場所の確認
- c 流出LPガス容器回収・保管場所の確認
- d 自治体の避難所等の位置の確認
- e 災害応援隊の事前登録（様式1：災害応援者受付表）

※災害対策マニュアル資料1～5を参照のこと。

11. 中核充填所との連絡・連携体制の整備

販売店

LPガス発電設備、LPガス自動車への充填設備、LPガス自動車、衛星電話等を備えた地域の中核充填所[※]と災害時の活動が迅速に実施できるよう、普段から連絡・連携体制を整備すること。

※災害対策マニュアル資料14～15を参照のこと。

※中核充填所とは？

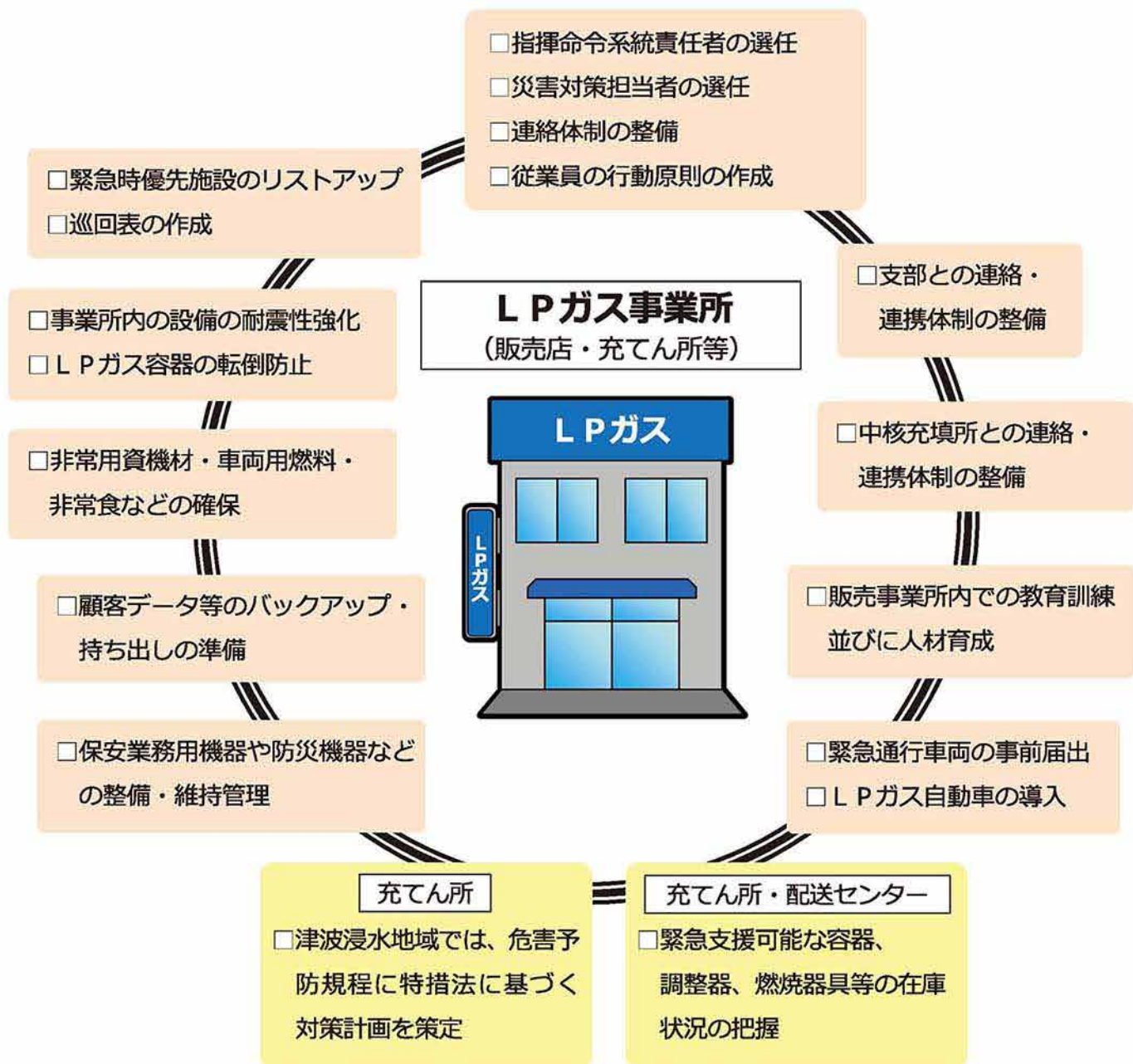
中核充填所とは、大規模災害等に備えて災害対応能力を強化し、被災地域に対してLPガスを安定的に供給するため自立的運営体制（LPガス発電設備、LPガス自動車への充填設備、LPガス自動車、衛星電話等）が整っている災害対応型LPガス充填所のことで、全国に344カ所（愛媛県内5カ所）が国の指定を受けています。

愛媛県内の中核充填所一覧表

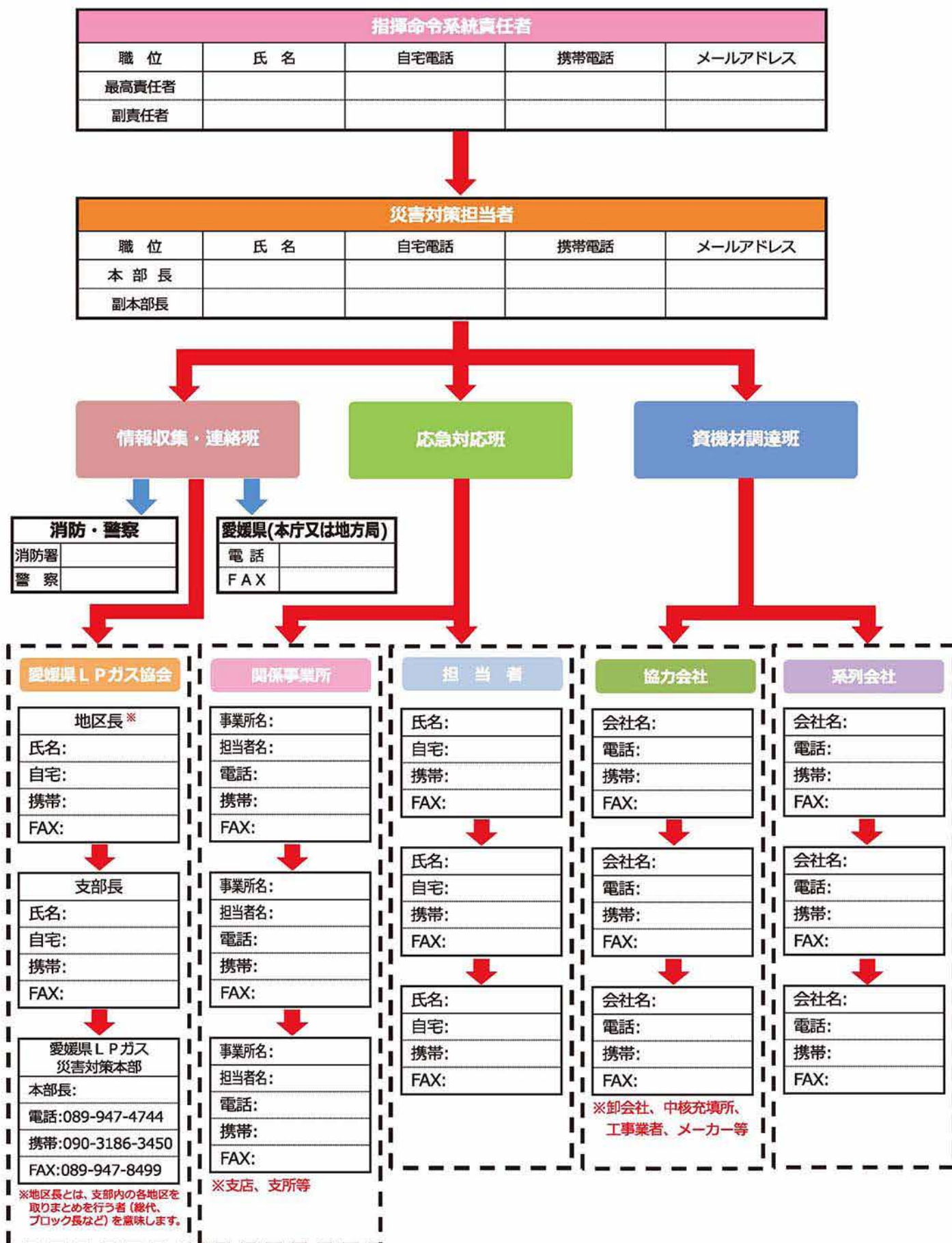
	支 部	名 称	所在地
1	松 山	エネコ(株)第一工場、第二工場	松山市東石井五丁目12-25、11-25
2	松 山	ENEOSグローブエナジー(株)四国支社松山支店	松山市南吉田町2576番地
3	松 山	エナジー・ワン(株)	松山市大可賀町3丁目1453番地11
4	宇和島	(株)亀岡商店	宇和島市坂下津甲407番地19
5	松 山	大一ガス(株)高岡事業所	松山市高岡町148

事業所の体制整備について

- ・日頃から事業所が所在する地域の被害を想定して、災害が発生した際に速やかに対応できるよう心掛けましょう。
- ・下記の項目の対策済の□にレを記入し、準備が整っていない項目は早期に対策をとりましょう。
- ・事業所内で定期的に訓練を実施し、常に改善を心がけましょう。



職務分担・連絡系統図の一例



第2章 災害に有効な設備対策

L Pガス販売事業者は、災害に有効なL Pガス設備（消費先）の対策として、以下の項目について日頃から積極的に取り組む必要があります。

販売店

【容器】

- ①地盤面からの露出部分が低く、かつ、水平で十分な広さを有する台の上に設置。
- ②スカート底部の変形の著しい容器の使用禁止。
- ③容器の鎖二重掛けの推進。この場合、鎖止め金具は軸組に確実に取り付ける。
(特に宇和海沿岸地域並びに土砂災害警戒区域は二重掛けを推奨)
- ④専用固定具を用いて家屋の軸組、副木に確実に固定。
- ⑤集合供給設備には、ブロック製等の容器収納庫を設置。
- ⑥地震による大型容器の移動等による供給管の損傷防止対策を講じる。

【容器周り】

- ①落下物からの容器バルブ等の保護及び容器プロテクターの導入推進。
- ②高圧ホース、低圧ホースを使用し、たるみをなくす。
- ③集合管（ヘッダ）の補強と逆流防止機構の導入推進。

【バルブ供給】

- ①平坦なコンクリート盤等により不同沈下の起こらない構造としアンカーボルト等で固定。
- ②地盤の液状化に伴う供給管の損傷を防止措置。

【供給管・配管】

- ①適切な間隔で供給管・配管の支持を強化。
- ②供給管・配管は不必要な埋設は避け、やむを得ず埋設を行う場合はP E管等可とう性のある材料の導入。

【燃焼器具】

- ①燃焼器具は、水平な場所に安定した状態で取り付ける。
- ②移動式ガスストーブは、転倒遮断機能を有するものを使用。
- ③固定式燃焼器具の落下・転倒防止策を講じる。
- ④燃焼器用ホースの使用。

【安全機器の設置】

- ①感震器内蔵のマイコンメータ（S型マイコンメータ等）又は対震自動ガス遮断器の設置徹底。
- ②ガス放出防止器又はガス放出防止型高圧ホースを設置推進。
- ③1,000Kg以上の容器置場については、容器収納庫内に対震自動ガス遮断器を設置。

【その他有効な対策】

- ①空き家等に設置された充てん容器等の回収の徹底。

※災害対策マニュアル資料16～23を参照のこと。

第3章 災害が発生した場合

以下の①～⑥のいずれかの事象が発生した場合で協会長※が必要と判断した時、**愛媛県LPガス災害対策本部**（以下「災害対策本部」という。）を設置し、活動を開始します。

- ①大規模地震対策特別措置法、東南海・南海地震法に基づき警戒宣言が発令された場合
- ②震度5弱以上の地震が発生した場合
- ③津波・洪水等により地域に甚大な被害が発生した場合
- ④支部等から要請があった場合
- ⑤経済産業省から石油備蓄法第33条第3項の災害時石油ガス供給連携計画を実施すべきとの勧告を受けた場合
- ⑥その他、協会長が必要と認めた場合

※協会長が不在の場合は、筆頭副会長（筆頭副会長も不在の場合は、優先順位に従って順位の高い副会長）、副会長全員が不在の場合は専務理事が代行を務めるものとします。

1. 災害対策本部（協会本部）

協会

①災害対策本部

原則、愛媛県LPガス協会（以下「協会」という。）内に災害対策本部を設置します。

②災害対策本部長

協会長が**災害対策本部長**（以下「本部長」という。）となり、愛媛県及び協会役員、各支部に通報の上、活動を開始します。

③事前対応

協会は、災害対策本部としての緊急措置及び応急措置等を円滑に行うため、事前に次の事項について対応を行います。

- a 実務的な防災訓練の実施
- b 緊急連絡網の整備・修正（支部・行政機関・防災機関・中核充填所など）
- c 緊急機材等の保管場所の把握
- d 市町別消費者戸数の実態調査
- e 災害時に対応可能な通信手段（衛星電話等）や補助電源などの整備
- f 現場で中心的な役割を担う人材の育成

④災害発生時の対応

災害発生後、災害対策本部は、次の活動を行います。なお、災害対策本部に係る庶務は、協会事務局が当たるものとします。

- a 被災状況の収集・分析・伝達
- b マスコミに対する広報活動（**様式2：消費者への注意喚起（報道機関向け）**）
- c LPガス設備災害復旧応援要員の調整
- d LPガス緊急支援物資等の応急調達

- e 中核充填所及び特定石油ガス輸入業者等の支援状況確認並びに調整
- f 関係官庁、関係団体及び協会支部、中核充填所等との連絡調整
- g その他必要な事項

⑤支援の要請

本部長は、被害が甚大で協会だけでの対応が困難と判断される場合、四国LPGガスブロック会及び中央団体等に対して必要な資機材及び人員について支援要請を行います。

⑥災害対策本部の解散

本部長は、災害に係る危険がなくなつたと認めたとき、又は災害応急対策が完了したと認めるときは、愛媛県と協議の上、災害対策本部を解散し、支部等に災害対策本部が解散したことを報告します。

2. 地域災害対策本部（支部）

支部

①地域災害対策本部

支部長は、本部長の要請があつた場合、又は災害対策本部の設置条件を満たす事象が発生し、**地域災害対策本部**（以下「地域本部」という。）の設置が必要と判断した場合、地域本部を設置します。

地域本部は、原則として支部長事務所に設置しますが、支部長事務所が被災等により設置困難な場合や地域の状況、会員事務所の状況等により最も適当と判断される場所に設置可能です。なお、地域本部が設置された時は、速やかに関係者（協会など）に設置場所、地域本部への連絡方法等について通知すること。

②地域災害対策本部長

地域本部が設置された場合、支部長が**地域災害対策本部長**（以下「地域本部長」という。）となって活動を開始します。

③災害への対応

1) 事前対応

地域本部は、緊急対応措置及び応急点検を円滑に行うため、以下の項目について確認の上、書類を整備して支部長事務所に保管しておく必要があります。

- a 緊急連絡網（支部会員・行政機関・防災機関・中核充填所など）
- b 災害対策組織図
- c 物資供給先の避難所等の地図
- d 緊急機材等の保管場所の地図
- e 流出LPGガス容器回収・保管場所の地図
- f 関係先窓口の連絡先
- g 緊急対応措置及び応急点検に係る書類

※災害対策マニュアル資料 1 ～ 5 を参照のこと。

2) 災害発生時の対応等

被害状況の調査及び緊急措置・応急措置にあたっては、二次災害の防止に留意し、的確な対応に努めること。なお、設備の工事が伴う場合は、必ず液化石油ガス設備士の資格を有する者が作業に当たること。

④災害対策要員

1) 災害対策要員

災害対策要員は、**支部会員、応援要員（他支部会員、メーカー社員等）**で構成します。

2) 参集の対象

原則として、下記のa及びbに該当する災害対策要員を除く全員とします。ただし、参集できなかった災害対策要員についても、家族・家屋等の被害がなく安否の心配がなくなった時点で参集します。

- a 家族に老人・病人等がいて避難に支障がある災害対策要員
- b 健康上、緊急業務に従事することが困難な災害対策要員

3) 参集場所

原則として地域本部とします。ただし、地域本部での参集が困難と思われる場合は、各自の判断で参集できる事務所に参集し、地域本部長（支部長）に報告します。

4) 参集の方法

災害対策要員は、地域本部が設置されたと推測される場合又は設置された場合は、地域本部長（支部長）に連絡し、指示を仰いで所定の参集場所に参集します。なお、地域本部長（支部長）と連絡がとれない場合は、所定の参集場所に自主的に参集します。

⑤支援の要請

地域本部長（支部長）は、被害が甚大で支部だけでの対応が困難と判断される場合、本部長（協会長）に対して必要な資機材及び人員について「**様式15：支援要請書**」を用いて支援要請を行います。

⑥地域災害対策本部の解散

地域本部長は、災害に係る危険がなくなつたと認めたとき又は災害応急対策が完了したと認めるとき、本部長より災害対策本部解散の連絡を受けたときは、愛媛県と協議の上、地域本部を解散し、本部長並びに支部会員等に地域本部を解散したことを報告します。

3. 災害応援隊の派遣

支部

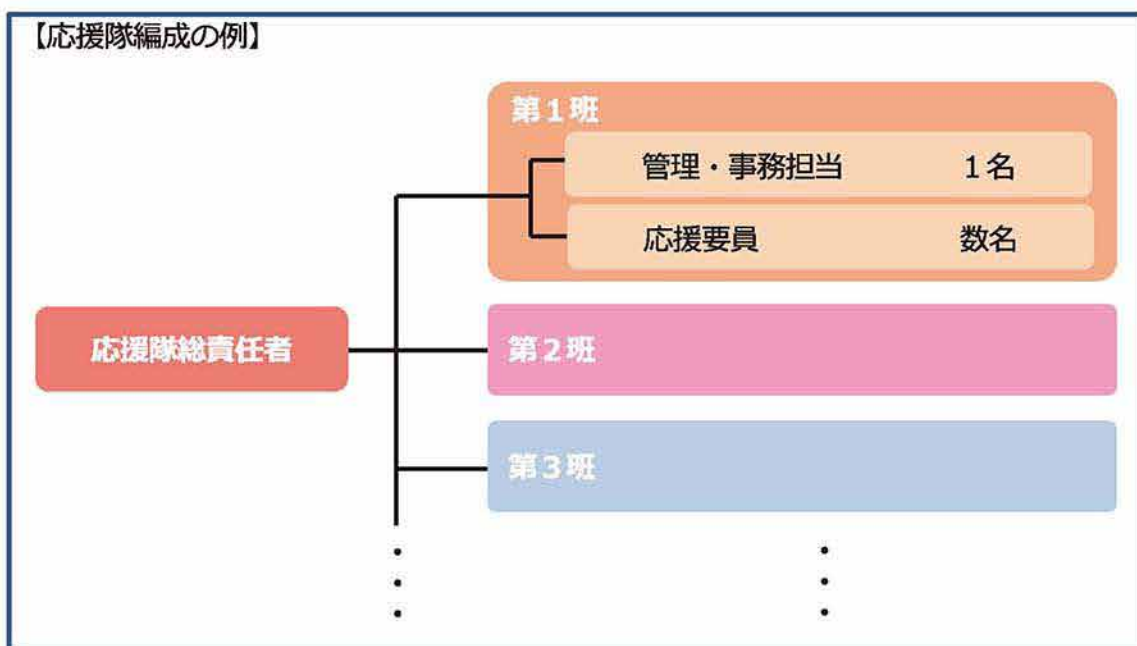
販売店

本部長（協会長）からの応援要請があった場合、地域本部長（支部長）が災害応援隊の派遣が可能な状態であると判断した時は、速やかに災害応援隊を派遣するものとします。

①応援隊員

応援隊員は、液化石油ガス法で定める有資格者が当たるものとします。また、各支部は応援出勤のための常時出勤要員、命令系統を明らかにして関係者に周知徹底するなど体制を整備しておく必要があります。

※災害対策マニュアル資料24～25を参照のこと。



②派遣に関する留意事項

- 被災地に到着したときは、現地の協会支部長の指揮の下、必要な作業を行う。
- 隊員の人命尊重を第一として行動する。
- 警察・消防等関係機関と連絡、協調して復旧活動をする。
- 「様式 1：災害応援者受付表」**を基に事前に応援隊員を登録し、派遣時の対応を迅速に実施すること。

4. 災害対策及び支援に係る費用負担

協会

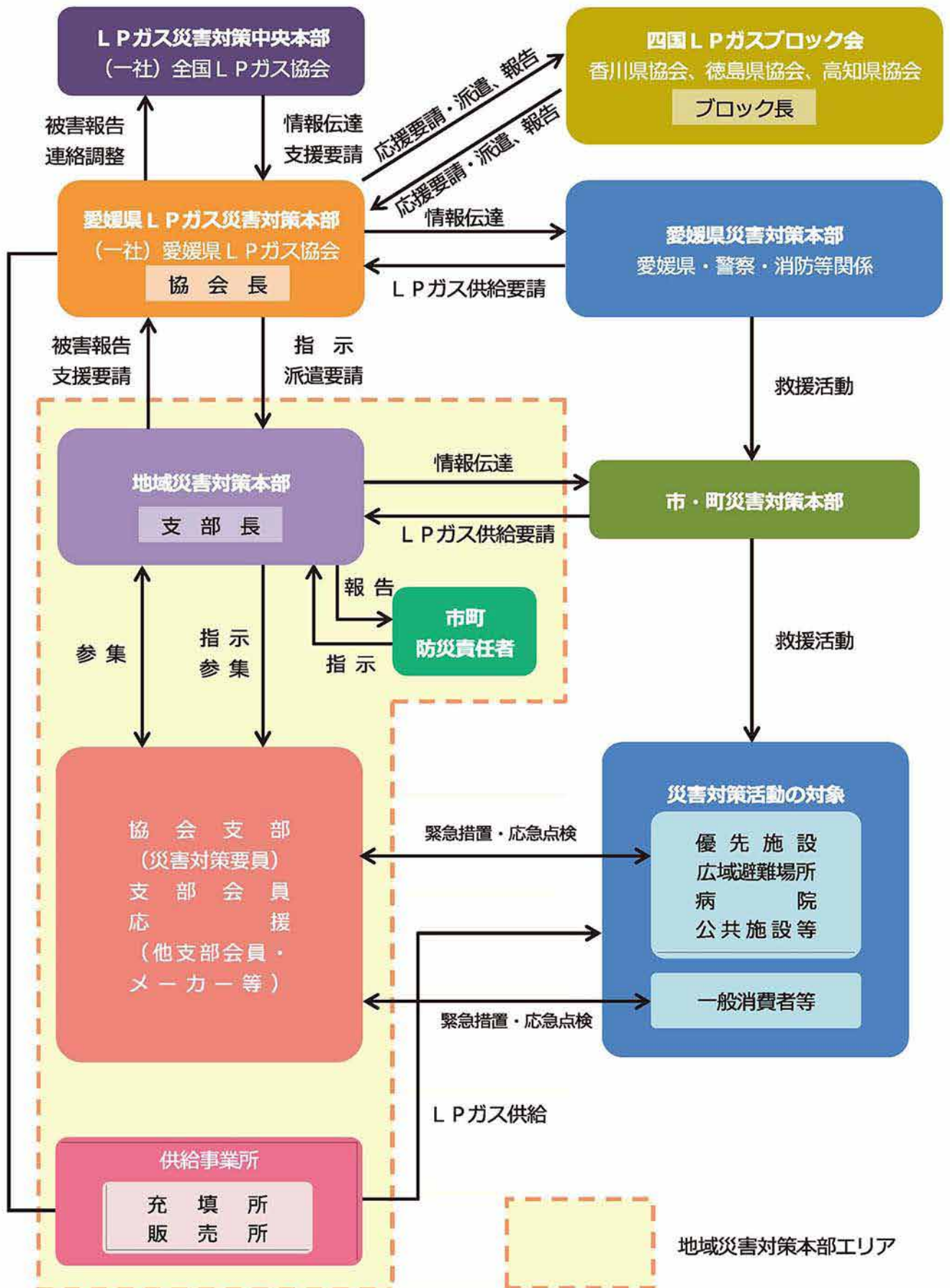
支部

販売店

災害発生時等における出動費用等については、原則、業界に携わる会員・関係団体等の相互扶助によるものであることから自己負担とします。また、愛媛県内での支援物資等に係る費用については、協会本部並びに支援を受けた支部が負担するものとします。

ただし、行政等の要請により支援を行う場合は、各自治体との防災協定に基づき費用負担を決定します。

【災害対策連絡組織図】



災害対策要員（支部会員）の参集方法

災 害 発 生

地域対策本部が設置
もしくは設置されたと推測される場合

地域本部長（支部長）の指示
(地域本部長と連絡が取れない場合は、自主参集)

災 害 対 策 要 員

支部会員、応援要員（他支部会員、メーカー社員等）

- a 家族に老人・病人等がいて避難に支障がある災害対策要員
- b 健康上、緊急事務に従事することが困難な災害対策要員

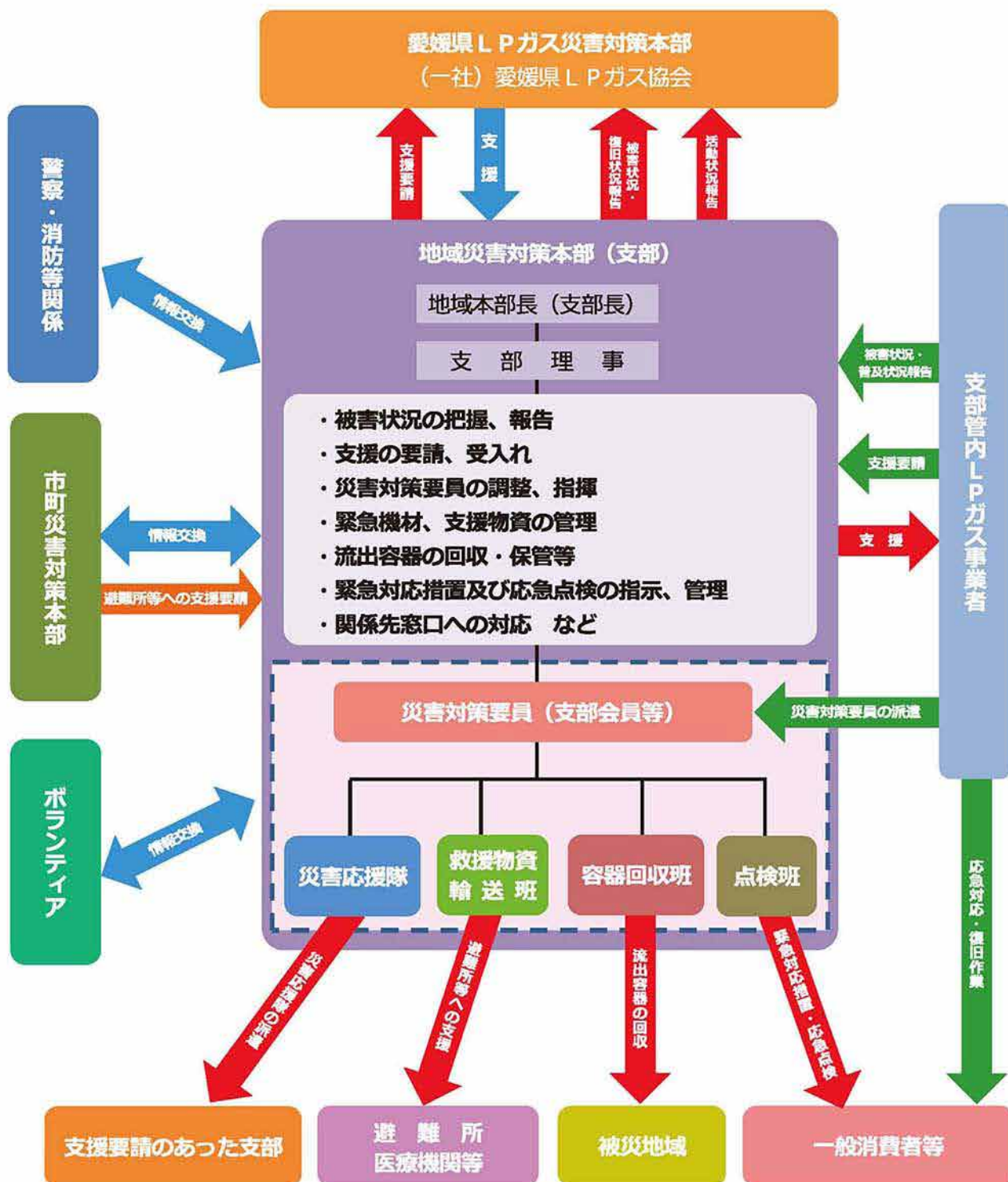
a、bの要件に該当しない

参 集 す る

a、bの要件に該当する

家族・家屋等の被害が
なく安否の心配がなく
なった時点で参集する。

支部の応急対策・復旧対策について



- ・被害状況、復旧状況報告は、原則としてLPガス事業者から支部長に行いますが、被害の規模や支部の状況などにより、支部を経由せず直接協会本部に報告いただく場合も考えられます。
- ・支部長は、地域災害対策本部を設置又は解散した場合には、その都度、協会本部、支部会員等に報告を行います。

支 部 内 の 役 割 分 担 表

地域災害対策本部	
支 部 長	
事 業 所 名	
住 所	
電 話 番 号	
メールアドレス	
指定回収所（容器回収場所）	
事 業 所 名	
住 所	
電 話 番 号	
メールアドレス	
点検班責任者	
氏 名	
事 業 者 名	
携 帯 番 号	
容器回収班責任者	
氏 名	
事 業 者 名	
携 帯 番 号	
救援物資輸送班責任者	
氏 名	
事 業 者 名	
携 帯 番 号	
災害応援隊責任者	
氏 名	
事 業 者 名	
携 帯 番 号	

第4章 災害発生直後の販売所の対応

災害発生直後は、まず経営者並びに従業員の身の安全を確保に努め、次に事業継続のために以下の対応を行うこととします。

販売店

- ①従業員とその家族の安否の確認（本人確認ができるまで追跡すること。）
- ②事業所内の被害状況の確認
- ③供給先の被害状況の確認

第5章 緊急対応措置

経営者並びに従業員の身の安全を確認し、事業の継続が可能となった後、地域本部の指示に従い、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」を目的とした**“緊急対応措置”**を実施します。

1. 被害状況の確認

支部

販売店

次の要領により、LPガス設備の被害状況を確認します。

①確認順位

確認は、緊急度が高くLPガス貯蔵量が大きい施設を優先することを原則として、以下の施設順位とします。

- a 学校・病院等を含む公共施設
- b 業務用施設
- c 集合住宅
- d 一般住宅
- e その他

②確認方法

確認は、容器バルブの閉栓及び容器の撤去等二次災害防止の措置の要否を見極めることを目的とし、以下の目視点検を行います。

- a 建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無
- b 容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無

※「様式3：緊急対応事項」を参照のこと。

2. 二次災害防止のための措置

支部

販売店

①容器バルブの閉栓又は容器撤去

確認の結果、二次災害の恐れがある施設に対しては、容器バルブの閉栓又は容器の撤去を行います。

②広報活動

震度 6 弱 以上の地震が発生した地域又は L P ガス設備が冠水した施設では、上記の目視点検で異常が認められなくても、次章の“**応急点検**”で定める安全確認により L P ガス設備に異常が無いと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請します。

※「様式 4：L P ガスをお使いの皆様へ」を用いて対応します。

第 6 章 応 急 点 検

“**緊急対応措置**”が実施された後は、可能な限り速やかに供給を再開すべく、地域対策本部の指示に従い、“**応急点検**”を実施します。ただし、短期間で多数の L P ガス設備に対して実施する必要があることから、効率を高めるために以下の要領で実施します。

1. 応急点検実施対象施設

支部

販売店

前章“**緊急対応措置**”で定める目視点検を行った結果、更に応急点検を行う必要が認められた設備、震度 6 弱 以上の地域及び L P ガス設備が冠水した地域の L P ガス設備全てを“**応急点検**”の実施対象とします。

2. 応急点検順位

支部

販売店

“**応急点検**”は供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として以下の順位で実施することとします。

- a 学校・病院等を含む公共施設
- b 集合住宅
- c 一般住宅
- d 業務用施設
- e その他

3. 応急点検事項

支部

販売店

“**応急点検**”は、原則として以下の要領で実施することとします。

- a ガス漏れ検知器・漏えい検知液・自記圧力計又はマノメータで漏えい検査を実施する。(マイコンメータ出口からガス栓までの配管については、マイコンメータの復帰安全確認機能のチェックで漏えい検査の代替とする。)
- b 屋内設置の燃焼器に給・排気筒がある場合は、給・排気筒の外れなどがないか目視で確認する。
- c 漏えい等の異常が認められない場合は、燃焼器について燃焼テストを行う。

※冠水した調整器、マイコンメータ等は必ず交換すること。

※「様式5：応急点検事項」、「様式6：応急点検票」、「様式7：応急点検報告書」を参照のこと。

4. 周 知

支部

販売店

“**応急点検**”の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生した時や漏えい等の異常が認められた場合にとるべき措置についても周知徹底を図ること。

※異常があった場合は、「様式8：設備改善のお願い」を用いて改善を要請します。

5. 不在宅への措置

支部

販売店

消費者が不在のため応急点検ができない場合は、容器バルブまたは中間ガス栓を閉止し不在票を置くこと。

※「様式9：不在者宅連絡」を用いて対応します。

第7章 復 旧 措 置

緊急対応、応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合には、原則として、当該消費者と供給契約を締結しているLPガス販売事業者が行うこととします。

販売店

事業所の応急対策・復旧対策

状況	行動基準	事業所の対応	消費者への対応	支部への対応
災害発生時	・社内災害対策本部の設置			
災害発生直後	・事業所内施設の確認	事業者並びに従業員の身の安全の確保		
	・一般消費者等の被害状況の確認			
	・地域災害本部との連絡・連携			
	・一般消費者等の緊急対応措置			
災害後	・地域災害本部との連絡・連携			
	・一般消費者等の応急点検			
復旧体制	・復旧体制への移行			

災害発生後における販売事業所の復旧対応

災害発生

経営者並びに従業員の身の安全を確保に努め、事業継続のために、①従業員とその家族の安否の確認、②事業所内の被害状況の確認、③供給先の被害状況の確認を行う。

地域本部長（支部長）の指示

緊急対応措置

確認順位に従い、支部内の一般消費者等に対して所定の目視確認を行う。

2次災害の恐れあり

2次災害防止のための措置

容器バルブの閉栓又は容器の撤去

二次災害の恐れがある施設に対しては、容器バルブの閉栓又は容器の撤去を行います。

- ① 応急点検が必要と認められた設備
- ② 震度“6弱”以上の地域
- ③ LPガス設備が冠水した地域

広報活動

震度“6弱”以上の地震が発生した地域又はLPガス設備が冠水した施設では容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に周知する。

地域本部長（支部長）の指示

応急点検

“緊急対応措置”で目視確認を行った結果、更に応急点検を行う必要が認められた設備、震度6弱以上の地域及びLPガス設備が冠水した地域のLPガス設備全てを確認順位に従い、所定の要領に基づいて点検する。

異常あり

異常なし
(在宅)

不在

復旧措置

本格的な点検・調査や設備工事は、原則として、当該消費者と供給契約を締結しているLPガス販売事業者が行う。

復旧措置が完了

周知

“応急点検”の結果について消費者に説明。新たに異常が発生した時や漏えい等の異常が認められた場合にとるべき措置についても周知徹底を図る。

不在宅への措置

消費者が不在のため応急点検ができない場合は、容器バルブまたは中間ガス栓を閉止し不在票を置くこと。

LPガスが使用可能

第8章 被害状況報告

県内で震度5弱以上の地震・風水害等が発生した場合、被害状況の把握や連絡がとれたか否か、情報収集活動ができていないか否か、といった情報の収集を早急に行います。

1. 被害状況報告（協会本部）

協会

①全国LPガス協会への報告

協会は、県内で震度5弱以上の地震・津波・洪水等が発生し、被害が甚大なため詳細な被害状況の把握が困難な場合には、支部と連絡がとれたか否か、情報収集活動ができていないか否か、被害があるかないか、といった抽象的な情報の収集を早急に行い、**「様式10：LPガス被害状況〈緊急〉報告書」**で全国LPガス協会に報告します。

また、状況が把握でき次第、**「様式11：LPガス被害状況報告書」**で全国LPガス協会に被害状況を報告します。

②石油備蓄法に基づく報告

協会は、県内の中核充填所等の情報を取りまとめ、別途第7地域連絡協議会規約に定める様式により経済産業省、経済産業局、総合対策本部、連絡協議会長に報告します。

また、支援要請及び支援可能事業者がある場合は県内で取りまとめ、別途第7地域連絡協議会規約に定める様式により経済産業省、経済産業局、総合対策本部、連絡協議会長に報告します。

③その他

協会は、愛媛県、関係先及び各支部に対し、県内の被害状況を取りまとめ**「様式12：LPガス被害状況連絡票【協会→愛媛県、支部など関係先】」**で連絡します。

2. 被害状況報告（協会員）

販売店

協会員は、愛媛県内で震度5弱以上の地震・風水害等が発生した場合、被害状況を取りまとめて**「様式13：LPガス被害状況報告書【販売事業者→支部】」**で各支部へ報告します。

3. 被害状況報告（支部）

支部

各支部は、支部会員からの災害状況報告を速やかに取りまとめて**「様式14：LPガス被害状況報告書【支部→協会】」**で協会へ報告します。

また、被害が甚大で支部だけでの対応が困難と判断される場合、本部長（協会長）に対して必要な資機材及び人員について**「様式15：支援要請書」**を用いて支援要請を行います。

4. 復旧状況の報告

支部

各支部は、災害復旧した場合、**「様式14：LPガス被害状況報告書【支部→協会】」**を用いて、同様に報告します。

災害発生時の報告・手続き等の流れ

災害発生

震度5弱以上の地震や風水害等が発生した場合

LPガス販売事業所

自社（店）・供給先（消費者）の被害状況の把握



地域災害対策本部（支部）

支部長



LPガス災害対策本部（協会本部）

協会長



L P ガス販売事業者並びに支部の対応等一覧表

	L P ガス販売事業者（支部会員）	支 部（地域災害対策本部）
平常時	①販売所の災害対策 ②災害に有効な設備対策（消費先） ③事前に災害応援隊員を登録	①地域災害対策本部の選定 ②支部内の緊急連絡網の整備 ③緊急機材等の保管場所の選定 ④流出容器の回収・保管場所の選定 ⑤物資供給先の避難所等の確認 ⑥関係先窓口の確認 ⑦緊急対応措置及び応急点検を円滑に行うための書類を整備
災害発生直後	①経営者並びに従業員の身の安全を確保 ②供給先の被害状況の確認 ③地域災害対策本部に被害状況報告等 （第1報）（様式13） ④災害対策要員として参集 支部内における“緊急対応措置”の実施 ⑤被害が甚大な場合は、地域災害対策本部 に対して支援を要請（様式13）	①支部長並びに支部役員の身の安全を確保 ②地域災害対策本部を設置 ③災害対策本部に支部内の被害状況を取り まとめて報告（第1報）（様式14） ④災害対策要員の調整・指示 支部内における“緊急対応措置”の実施 ⑤被害が甚大な場合は、災害対策本部に 対して支援を要請（様式15） ⑥地元自治体の防災責任者と連絡・調整
災害発生後	①被害の状況が確認でき次第、随時、 地域災害対策本部に被害状況報告等 （第2報～）（様式13） 地元自治体から要請による避難場所等への対応 支部内における“応急点検”の実施 ②本格的な点検・調査や設備工事を要する 消費先に対して普及措置を実施	①被害の状況が確認でき次第、随時、災害 対策本部に支部内の被害状況を報告 （第2報～）（様式14） 支部内における“応急点検”の実施 ②他支部へ災害応援隊を派遣する場合は、 災害応援隊の調整

第9章 流出容器の回収・保管等

津波などでL Pガス容器が流出した場合、流出L Pガス容器（以下「流出容器」という。）を放置することで危険な状態が生じることから、L Pガス容器の安全な取扱いに知見を有するL Pガス販売事業者等により回収・保管作業を進めることとします。

1. 流出容器の回収

支部

販売店

流出容器は、その所有者（L Pガス販売事業者等）が回収し、保管・処分することを原則とします。ただし、大規模災害発生時など所有者が対応不可能な場合は、所有者か否かにかかわらずL Pガス販売事業者等により回収・保管作業を進めることとします。

なお、流出容器の回収・保管に当たっては、支部が事前に定める流出容器を回収・保管する場所（以下「指定回収所」という。）で保管すること。

2. 報 告

販売店

流出容器を発見し、或いは第三者より流出容器の連絡を受けるなど、流出容器を回収した者は、「様式16：流出容器回収報告書」を作成し、速やかに地域本部長へ報告するものとします。

3. 流出容器の処理

支部

販売店

回収・保管した流出容器は、次の区分に応じ処理することとします。

①所有者等が判明した場合

容器の表示等により所有者等が判明したものは、「様式17：回収容器引取通知書」により所有者等に引取り、又は「様式18：容器譲渡書」の提出を求めるものとします。

②所有者等不明容器

所有者等が判明しない回収容器で、放置場所等の状況より当該容器が遺失物であると判断されるものは、指定回収所に保管を依頼し遺失物法に基づく届出を行うものとします。

ただし、次のイ)、ロ)に掲げるものはこの限りではない。

イ) 容器の所有者の氏名等の表示が識別できない容器のうち、記号及び番号（以下「記号番号」）の識別ができない容器。

ロ) 容器の所有者の氏名等の表示や記号番号が識別可能な容器については、電話等により所有者と連絡が取れないもの又は所有者から連絡があっても、所有者が引き取る意志・能力を有していないため、引き渡しが困難とされるもの。

4. 屑 化

協会

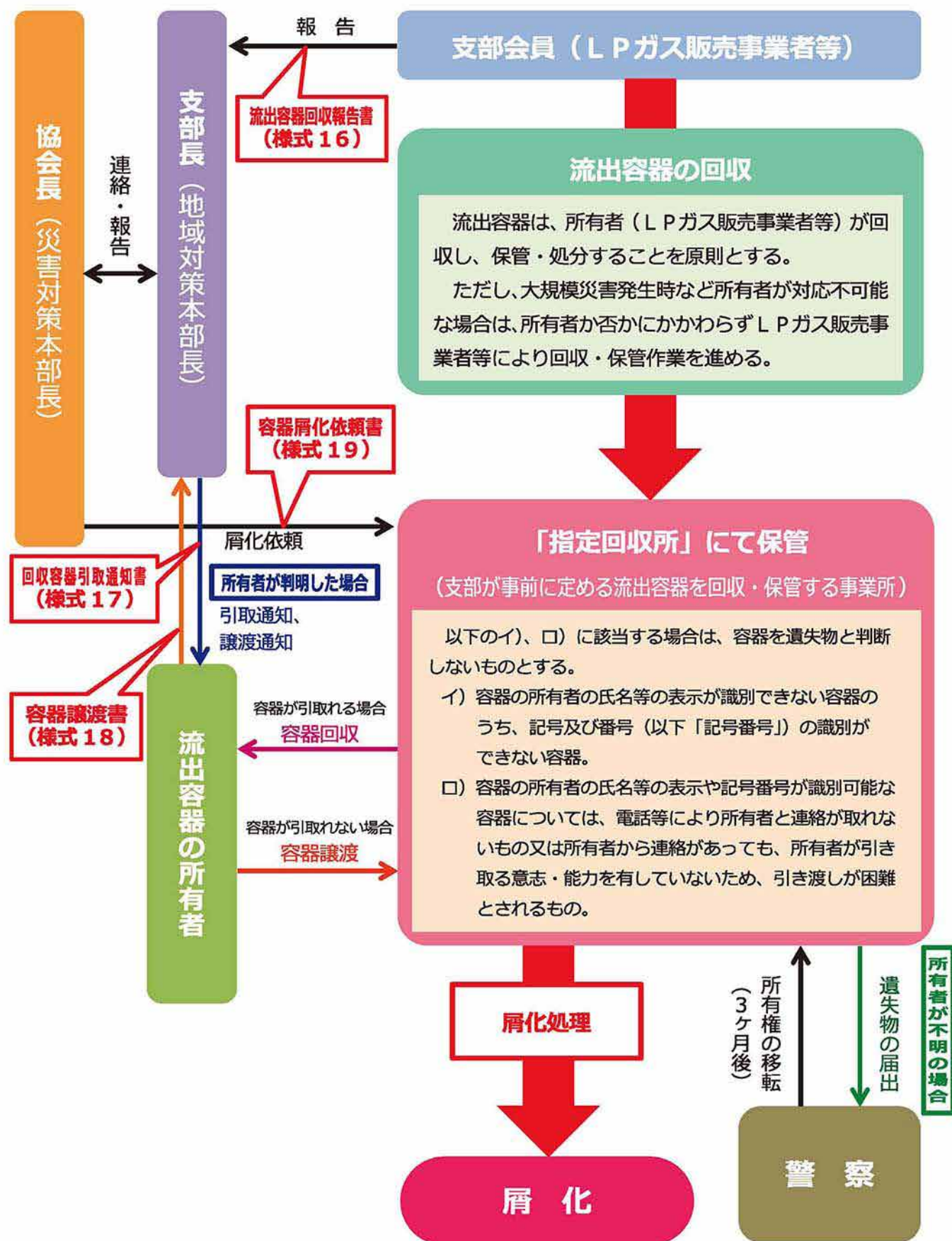
支部

①次の各号のいずれかに該当する場合は、「**様式19：容器屑化依頼書**」により当該回収容器を保管する指定回収所に、その処分を依頼するものとします。

- 1) 容器所有者等から容器譲渡書を受領したとき。
- 2) 流出容器の処理の②のイ)又はロ)により所有者等不明容器と判定したもの。
- 3) 流出容器の処理の②による届出を行った所有者等不明容器について、遺失物法による所有権が協会に移ったとき。(3ヶ月後)

②指定回収所等は①により屑化の依頼があった場合は、高圧ガス保安法の基準に従って屑化処分をするものとします。

流出容器の回収・保管・処理方法



第10章 大規模災害時における愛媛県内の相互応援

大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費先が多い場合又はLPGガス販売事業者自らが被災した場合は、地域のLPGガス販売事業者、卸売事業者、保安機関等が協力して、協会が行うローラー作戦等に参画し、より効率的な緊急対応措置・応急点検を実施します。

なお、災害時の相互応援時の取り決めとして、別途【災害時相互応援ルール】を定めます。

協会

支部

販売店

第11章 その他

1. 避難所等の情報の確認等

協会

支部

販売店

災害時に備えて、自治体の指定する避難所等の情報の確認を行い、災害発生時のLPGガスの供給方法、供給設備や消費設備の設置場所、設置方法等を愛媛県等と協議し、防災訓練等において実態を確認します。

2. 資機材の保管場所、応援要員の施設等の確認

協会

支部

販売店

災害発生時に行う緊急対応、応急点検等に必要な資機材の保管場所、また、他地域からの応援要員の宿泊施設や受け入れができる施設等の確認を行います。

※災害対策マニュアル資料5を参照のこと。

(付則)

このマニュアルは、平成18年 4月 1日から施行する。

このマニュアルは、平成28年10月 1日に改訂する。

提出書類一覧表

	提出書類名	提出先	協会員	支部	協会
1	災害応援者受付表（様式 1）	支部	○	—	—
2	応急点検報告書（様式 7）	支部	○	—	—
3	L P ガス被害状況＜緊急＞報告書（様式 10） 【協会→全 L 協】	全 L 協	—	—	○
4	L P ガス被害状況報告書（様式 11） 【協会→全 L 協】	全 L 協	—	—	○
5	L P ガス被害状況報告書（様式 12） 【協会→愛媛県、支部等など関係先】	愛媛県 など	—	—	○
6	L P ガス被害状況報告書 販売事業者用（様式 13） 【販売事業者→支部】	支部	○	—	—
7	L P ガス被害状況報告書 支部用（様式 14） 【支部→協会】	協会	—	○	—
8	支援要請書（様式 15）	協会	—	○	—
9	流出容器回収報告書（様式 16）	支部	○	—	—
10	回収容器引取通知書（様式 17）	会員	—	○	—
11	容器譲渡書（様式 18）	支部	○	—	—
12	容器屑化依頼書（様式 19）	指定 回収所	—	—	○

(別 添)

【災害時相互応援ルール】

一般社団法人愛媛県ＬＰガス協会

愛媛県内のＬＰガス販売事業者（以下「会員」という。）は、県内に大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費先が多い場合、又は会員自らが被災した場合には、地域及び住民がＬＰガスを安全に使用するため、【ＬＰガス災害対策マニュアル】に基づき、被災した会員がＬＰガスを供給している一般消費者等に対する緊急対応・応急点検をその総力を挙げて応援するものとする。

（趣 旨）

第１条 このルールは、県内の会員において災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、被災事業者独自では十分に被災一般消費者等の緊急対応・応急点検等が実施できないと認められるとき、事業者相互の応援による緊急対応・応急点検を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、緊急対応・応急点検以外の相互の応援については、必要に応じて定めるところによるものとする。

（応援の内容）

第２条 緊急対応・応急点検は、以下の内容で行うものとする。

- イ 緊急対応・応急点検と復旧措置を明確に区分し、特に緊急対応・応急点検についての手順を具体的に定め、自社の顧客か他社の顧客かにかかわらず愛媛県ＬＰガス協会（以下「協会」という。）として実施する。
- ロ 緊急対応・応急点検は原則２人以上で実施し、その際には販売勧誘活動を行わない。
- ハ 緊急対応・応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合は、原則として供給契約をしているＬＰガス販売事業者が実施する。

（応援要請の手続）

第３条 応援を受けようとする会員は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の災害対策本部又は地域災害対策本部に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- ア 緊急対応・応急点検に必要な物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
- ウ その他、必要な事項

(情報交換)

第4条 会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支部ごと又は支部をまたいで、緊急対応・応急点検等の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第5条 会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支部ごと又は支部をまたいで、緊急対応・応急点検、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第6条 協会は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支援体制図、緊急対応・応急点検要員の確保のため有資格者のリストアップ、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 協会は、このルールを実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補 則)

第7条 このルールに定めのない事項は、その都度、代表者の会議において協議して定める。

様 式 編

様式 1	災害応援者受付表
様式 2	消費者への注意喚起（報道機関向け）
様式 3	緊急対応事項
様式 4	LP ガスをお使いの皆様へお願い
様式 5	応急点検事項
様式 6	応急点検票
様式 7	応急点検報告書
様式 8	設備改善のお願い
様式 9	不在者宅連絡
様式 10	L P ガス被害状況＜緊急＞報告書（協会→全 L 協）
様式 11	L P ガス被害状況報告書（協会→全 L 協）
様式 12	L P ガス被害状況連絡票（協会→愛媛県、支部等など関係先）
様式 13	L P ガス被害状況報告書 販売事業者用（販売事業者→支部）
様式 14	L P ガス被害状況報告書 支部用（支部→協会）
様式 15	支援要請書
様式 16	流出容器回収報告書
様式 17	回収容器引取通知書
様式 18	容器譲渡書
様式 19	容器屑化依頼書

災 害 応 援 者 受 付 表

平成 年 月 日

支部

	氏 名	自 宅	所 属 (会社名等)	所有資格	備 考
1	携帯Tel 血液型 型 Rh	〒 県 Tel	Tel	液化石油ガス設備士 第二種販売 丙種化学（液石） 保安業務員 その他	
2	携帯Tel 血液型 型 Rh	〒 県 Tel	Tel	液化石油ガス設備士 第二種販売 丙種化学（液石） 保安業務員 その他	
3	携帯Tel 血液型 型 Rh	〒 県 Tel	Tel	液化石油ガス設備士 第二種販売 丙種化学（液石） 保安業務員 その他	
4	携帯Tel 血液型 型 Rh	〒 県 Tel	Tel	液化石油ガス設備士 第二種販売 丙種化学（液石） 保安業務員 その他	
5	携帯Tel 血液型 型 Rh	〒 県 Tel	Tel	液化石油ガス設備士 第二種販売 丙種化学（液石） 保安業務員 その他	
6	携帯Tel 血液型 型 Rh	〒 県 Tel	Tel	液化石油ガス設備士 第二種販売 丙種化学（液石） 保安業務員 その他	

※所有資格が「その他」の場合は、備考欄に資格の内容を記入すること。

災 害 応 援 者 受 付 表

平成28年〇〇月××日

松山支部

	氏 名	自 宅	所 属 (会社名等)	所有資格	備 考
1	松山 太郎 携帯Tel 090- 0000-xxxx 血液型 B型 Rh+	〒790-0011 愛媛 県 松山市千舟町 〇丁目×番地□ Tel	松山プロパンガス㈱ Tel 089-947-0000	液化石油ガス設備士 第二種販売 丙種化学（液石） 保安業務員 その他	
2	携帯Tel 血液型 型 Rh	〒 県 Tel	Tel	液化石油ガス設備士 第二種販売 丙種化学（液石） 保安業務員 その他	
3	携帯Tel 血液型 型 Rh	〒 県 Tel	Tel	液化石油ガス設備士 第二種販売 丙種化学（液石） 保安業務員 その他	
4	携帯Tel 血液型 型 Rh	〒 県 Tel	Tel	液化石油ガス設備士 第二種販売 丙種化学（液石） 保安業務員 その他	
5	携帯Tel 血液型 型 Rh	〒 県 Tel	Tel	液化石油ガス設備士 第二種販売 丙種化学（液石） 保安業務員 その他	
6	携帯Tel 血液型 型 Rh	〒 県 Tel	Tel	液化石油ガス設備士 第二種販売 丙種化学（液石） 保安業務員 その他	

※所有資格が「その他」の場合は、備考欄に資格の内容を記入すること。

【報道機関向け】

(ファックス全 1 枚)

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

様

一般社団法人愛媛県 L P ガス協会

発信者：事務局

電 話：089-947-4744

FAX：089-947-8499

災害時の L P ガス消費者への注意喚起（避難する際）

いつも大変お世話になっております。

この度の災害に関しまして、L P ガス（プロパンガス）をご利用の消費者に以下をお伝えいただきますようお願い申し上げます。

L P ガス（プロパンガス）をご利用のお客さまへ

1. 避難されるとき、可能であれば、L P ガス容器（ボンベ）のバルブを「閉まる」の方に回し、バルブを締めるようお願いします。
2. 水に浸かった L P ガス設備や器具を使う前には、販売店の点検を受けてください。連絡先は、L P ガス容器やガスメータに記載してあります。
3. L P ガスの容器が倒れたり、放置されている場合には L P ガス容器に記載の連絡先か最寄りの販売店にご連絡くださるようご協力をお願いします。

連絡先が分からない場合には、

（一社）愛媛県 L P ガス協会（電話 089-947-4744） までお願いします。

緊 急 対 応 事 項

1. 巡回表の作成

緊急時に必要とされる病院等公共性の高い施設、大規模な容器置場を有する施設、施設されている容器置場等保安確保の重要性を考慮するとともに、効率的に緊急対応ができるよう緊急時に優先して点検を行う消費先をリストアップした巡回表を事前に作成しておくこと。巡回先の選定においては、安全機器の設置状況にも配慮し効率的な対応が実施できるようにすること。

2. 緊急対応要領

- イ) 大規模な災害により L P ガス設備等に被害のあった場合は、二次災害を防止するために全ての L P ガス関連設備について緊急対応を実施する。(急を要するため、おおむね 4 8 時間程度の活動として行う。)
- ロ) 緊急対応は、容器バルブの閉栓、転倒容器の回復、安全な場所への容器移動等を実施する。

L P ガス（プロパンガス）をお使いの皆様へ（お願い）

一般社団法人愛媛県 L P ガス協会

松山市千舟町六丁目2番地8 千舟T. Sビル

電話 089-947-4744

FAX 089-947-8499

この度の、_____において、ご家庭の L P ガス設備に破損等の恐れがあります。

そのままのご利用は避け、お使いになる場合はお取引のガス販売店にご連絡いただき点検を受けてからガスをご利用くださいますようお願いいたします。

1. ご自宅のガスボンベのバルブを閉めてください。

2. 安全確認のため、設備の一斉点検を行います。

点検を終了するまで L P ガスをご使用にならないようにしてください。

3. 復旧につきましては、全力をあげて努めますのでご協力ください。

応 急 点 検 事 項

安全点検は、末端ガス栓が閉止されていることを確認し、原則として以下の要領で実施する。

1. 応急点検は、供給設備の目視点検とガス漏れ検知器・漏えい検知液・自記圧力計で漏えい検査を実施する。

（マイコンメータ出口からガス栓までの配管については、マイコンメータの復帰安全確認機能のチェックで漏えい検査の代替とする。）

2. 屋内設置の燃焼器に給・排気筒がある場合は、給・排気筒の外れがないか否か目視点検で確認する。
3. 漏えい等の異常が認められない場合は、燃焼テストを行う。
4. 応急点検は、大規模災害等発災後に L P ガスによる二次災害を防止するため、緊急対応終了後からおおむね 2 週間程度を想定し、「在宅」の消費者を前提に実施する。
5. 応急点検は、専門知識を有する者（液化石油ガス設備士等）が実施すること。
6. 応急点検後は「調査済」の表示を行うこと。（ステッカー等を貼る）
7. 応急点検により供給を停止した設備には、「使用不可能」等の表示及び一般消費者等への注意事項の表示等を行う。

また、L P ガス販売事業者は応急点検実施後、一般消費者等の本格的な点検・調査を行うこと。

1. 応急点検により「使用不可能」と判定された一般消費者等の復旧措置は、原則として L P ガスの供給契約をしている L P ガス販売事業者が実施すること。
2. 津波、水害等により冠水した調整器、マイコンメータ、給湯器等は必ず交換する。
3. 地盤沈下等で被害のあった地域の設備は、埋設部分の確認を行い設備の更新を図る。
4. L P ガス販売事業者自らが被災し復旧措置を行えない場合は、系列卸売事業者、L P ガス協会災害対策本部等と協議の上、早急に一般消費者等の復旧措置を講じること。

応急点検票（NO ）

点 検 日	平成 年 月 日	点 検 者	
住 所			
施 設 の 区 分	戸建・集合・公共・業務用	販売店名等	
消 費 者 名			
施 設 の 状 況	1.全壊 2.半壊 3.一部破損 4.被害なし		
調 査 状 況	1.調査不能 2.不在で調査不能		

供 給 設 備 の 点 検	点 検 項 目		判定	点 検 項 目		判定
	・ 容器			・ ガスメータ		
	・ 容器バルブ			・ 中間ガス栓		
	・ 高低圧ホース			・ 供給管の漏洩		
	・ 集合装置					
	・ 調整器					
	・ 容器の転倒転落防止					
消 費 設 備 の 調 査	・ 配管の漏洩			・ 末端ガス栓		
	・ 未使用ガス栓・ゴムキャップ					
	器 具 名	漏 れ	燃焼状態	排気筒等	判定	
	・ コンロ					
	・ 湯沸器					
	・ 給湯器					
	・ 風呂釜					
点 検 の 結 果	1.適	使用を許可した。				
	2.否	使用禁止の措置をした。				
		改善項目				

※判定：適であれば○、否であれば×、非該当項目は斜線を記入する。

※使用禁止の措置をした場合、「設備改善のお願い」を必ず手交のこと。

※業務用施設等で燃焼機器の台数が多い場合は、空欄に「適〇〇台、否〇〇台」と記入すること。

応急点検票（NO 1）

点 検 日	平成28年××月□□日	点 検 者	松山 太郎
住 所	松山市湊町○丁目×一□		
施設の区分	戸建・集合・公共・業務用	販売店名等	松山プロパンガス(株)
消費者名	伊予 花子		
施設の状況	1.全壊 2.半壊 3.一部破損 4.被害なし		
調査状況	1.調査不能 2.不在で調査不能		

供給設備の点検	点 検 項 目	判定	点 検 項 目	判定	
供給設備の点検	・容器	○	・ガスメータ	○	
	・容器バルブ	○	・中間ガス栓	○	
	・高低圧ホース	○	・供給管の漏洩	○	
	・集合装置				
	・調整器	○			
	・容器の転倒転落防止	○			
消費設備の調査	・配管の漏洩	○	・末端ガス栓	○	
	・未使用ガス栓・ゴムキャップ	○			
	器 具 名	漏 れ	燃焼状態	排気筒等	判定
	・コンロ	○	○		○
	・湯沸器				
	・給湯器	○	○		○
	・風呂釜				
点検の結果	1.適	使用を許可した。			
	2.否	使用禁止の措置をした。			
		改善項目			

※判定：適であれば○、否であれば×、非該当項目は斜線を記入する。

※使用禁止の措置をした場合、「設備改善のお願い」を必ず手交のこと。

※業務用施設等で燃焼機器の台数が多い場合は、空欄に「適○○台、否○○台」と記入すること。

応急点検報告書 (NO)

平成 年 月 日

担当（グループ）：

点 検 総 数	戸		
点検した施設の内訳	戸 建 て	戸	
	集 合 住 宅	施設数	施設
		戸 数	戸
	公 共 施 設	戸	
	業務用施設等	戸	
	その他（工場等）	戸	

施 設 の 状 況	全 壊	戸
	半 壊	戸
	一 部 破 損	戸
	被 害 な し	戸

点 検 状 況	点検済み数	戸
	点 検 不 能	戸
	不在による点検不能	戸

点 検 結 果	使 用 可	戸
	使 用 禁 止	戸

点検者の体調等	体 調	良好 ・ 不調
	不調の場合	(氏名：) 症状
	怪我の有無	有 ・ 無
	有 の 場 合	(氏名：) 症 状

応急点検報告書（NO 1）

平成28年〇〇月××日

担当（グループ）：

点 検 総 数	200 戸		
点検した施設の内訳	戸 建 て	150 戸	
	集 合 住 宅	施設数	3 施設
		戸 数	35 戸
	公 共 施 設	5 戸	
	業務用施設等	10 戸	
	その他（工場等）	0 戸	

施 設 の 状 況	全 壊	0 戸
	半 壊	12 戸
	一 部 破 損	48 戸
	被 害 な し	140 戸

点 検 状 況	点検済み数	141 戸
	点 検 不 能	12 戸
	不在による点検不能	47 戸

点 検 結 果	使 用 可	128 戸
	使 用 禁 止	72 戸

点検者の体調等	体 調	良好 ・ 不調
	不調の場合	（氏名： 松山 太郎 ） 症状 下痢・嘔吐
	怪我の有無	有 ・ 無
	有 の 場 合	（氏名： ） 症 状

設備改善のお願い

一般社団法人愛媛県ＬＰガス協会

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

お客様のＬＰガス設備を点検・調査した結果、この災害によって設備に異常がございますので、供給を受けている販売店に連絡し、必ず設備改善をした後、ＬＰガスをご使用してください。

改善をされずに使用すると、ガス漏れ等による爆発事故、火災、一酸化炭素中毒等の事故が発生する恐れがあります。

お客様へのお願い（不在者宅）

一般社団法人愛媛県ＬＰガス協会

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

この災害でお客様のＬＰガス設備の被害状況を確認するため、点検・調査にお伺いいたしましたが、お留守でございました。

お帰りになられましたら、必ず販売店にご連絡していただき、点検・調査を受けてから、ＬＰガスをご使用ください。

点検・調査を受けずに使用すると、ガス漏れ等による爆発事故、火災、一酸化炭素中毒等の事故が発生する恐れがあります。

県協会→全Ｌ協

(第 報)

年 月 日
時 分現在

ＬＰガス被害状況＜緊急＞報告書

(一社) 全国ＬＰガス協会 宛

平日 (Eメール: hoan@japanlpg.or.jp
FAX: 03-3593-3700

協会名

担当者名:

【被災地域において火がない場合も本連絡書をご提出ください。】

1. 災害の種類

地震、風水害、その他 ()

2. 被災地域の支部（地区会）との連絡及び被災確認状況

被災地域の支部 (地区会) 名	連絡が取れた かの有無	連絡が取れた場合	
		その時点におい て被災状況が分 かるかの有無	分かった範囲の被災状況
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	

注1：被災支部数が上表より多い場合は、行を追加してご記入ください。

注2：第2報以降の連絡については、最新（前回までの連絡数を含んだトータル）の件数をご記入ください。

注3：詳細は別添の「ＬＰガス被害状況報告書」による。

協会名
(一社)愛媛県LPガス協会

担当者名:

関係各位
(愛媛県消防防災安全課・各支部長 宛)

L P ガス被害状況連絡票

今回の災害発生に伴う被害状況等は、以下のとおりです。

- 1. 報告者
- 2. 連絡先
- 3. 報告日時
- 4. 被害状況

①被害の種類 地震 水害 風害 火災 その他 ()

②被災状況

支部名	連絡不通 支部	連絡不通 営業所数	販売事業者の人的被害			販売事業者の物的被害			一般消費者等の人的被害			一般消費者等の物的被害			
			死者	重傷者	軽傷者	なし	不明		死者	重傷者	軽傷者	なし	不明	全壊	半壊
四国中央支部															
新居浜支部															
西条支部															
周桑支部															
今治支部															
松山支部															
大洲支部															
八幡浜支部															
西予支部															
宇和島支部															
南宇和支部															
合 計															

⑤L P ガス被害

支部名	供給中	未確認	供給不能	内 復旧戸数	ガス漏えい	内 復旧戸数	容器の転倒	内 復旧戸数	容器の流失	内 回収済み	メーター遮断	内 復旧済み	その他
四国中央支部													
新居浜支部													
西条支部													
周桑支部													
今治支部													
松山支部													
大洲支部													
八幡浜支部													
西予支部													
宇和島支部													
南宇和支部													
合 計													

(一社) 愛媛県LPガス協会
(TEL)
(FAX)

支部 宛

報告日時：平成 年 月 日 午前・午後 時 分

L P ガ ス 被 害 状 況 報 告 書

今回の災害発生に伴う被害状況等は、以下の通りです。

【被害状況】（該当箇所には印及び記入をしてください。）

事業所名	報告者名									
連絡先（TEL/携帯等）										
被害の種類	□地震	□水害	□風害	□火災	□その他（ ）					
販売事業者の被害	□あり（死者名、重傷者名、軽傷者名）	□なし				□不明				
販売事業者の被害	□あり（□全壊、□半壊、□一部損壊、□床上浸水、□床下浸水）	□なし				□不明				
一般消費者等の被害	□あり（死者名、重傷者名、軽傷者名）	□なし				□不明				
一般消費者等の被害	□あり（全壊 戸、半壊 戸、一部損壊 戸、床上浸水 戸、床下浸水 戸）	□なし				□不明				
LPガス ※被害状況は、累計で記入してください。	供給中 容器の流失 (内 回収済み 戸)	戸	未確認 メータ遮断 (内 復帰戸数 戸)	戸	供給不能 (内 復帰戸数 戸)	戸	ガス漏えい (内 復帰戸数 戸)	戸	容器の転倒 (内 復帰戸数 戸)	戸
都市ガス ※都市ガス供給エリア内の事業者のみ。	□供給停止	□一部供給停止	□供給中		□その他（ ）					
電気	□停電	□通電中		□不明						
水道	□断水	□使用可		□不明						
通信状況	固定電話（□可、□不可）	携帯電話（□可、□不可）	FAX（□可、□不可）	Eメール等（□可、□不可）						
交通状況	□車輛通行不可	□公共交通機関不通		□被害なし						
支援の有無	□必要	□不要		□現在のところ不明						
特記事項	(被害状況、支援要請内容、復旧の見通し等)									

【販売事業者用】

(一社) 愛媛県LPガス協会
(TEL) 089-900-xxxx
(FAX) 089-900-xx□□

松 山 支部 宛

記 載 例

報告日時：平成 28 年 00 月 xx 日 午前・午後 0 時 25 分

LPガス被害状況報告書

今回の災害発生に伴う被害状況等は、以下の通りです。
【被害状況】（該当箇所には印及び記入をしてください。）

事業所名	松山プロパンガス株式会社										報告者名	松山 太郎	
連絡先 (TEL/携帯等)	089-9△△-□□▲▲ / 090-0000-xxxx												
被害の種類	☒ 地震	☐ 水害	☐ 風害	☐ 火災	☐ その他 ()								
販売事業者の被害	☐ あり (死者 名、重傷者 名、軽傷者 名)	☒ なし ☐ 不明											
販売事業者の被害	☐ あり (□全壊、□半壊、□一部損壊、□床上浸水、□床下浸水)	☒ なし ☐ 不明											
一般消費者等の被害	☐ あり (死者 名、重傷者 名、軽傷者 名)	☒ なし ☐ 不明											
一般消費者等の被害	☒ あり (全壊 戸、半壊 10戸、一部損壊 30戸、床上浸水 戸、床下浸水 戸)	☐ なし	☐ 不明										
LPガス	供給中 200戸	未確認	300戸	供給不能 (内 復旧戸数 0戸)	15戸	ガス漏えい (内 復旧戸数 0戸)	15戸	容器の転倒 (内 復旧戸数 20戸)	25戸				
※被害状況は、累計で記入してください。	容器の流失 (内 回収済み戸数 0戸)	メータ遮断 (内 復帰戸数 200戸)	250戸	その他 ()									
都市ガス	☐ 供給停止	☒ 一部供給停止	☐ 供給中 ☐ その他 ()										
※都市ガス供給エリア内の事業者のみ。	☒ 停電	☐ 通電中 ☐ 不明											
水道	☒ 断水	☐ 使用可 ☐ 不明											
通信状況	固定電話 (□可、 ☒ 不可)	携帯電話 (□可、 ☒ 不可)	FAX (□可、 ☒ 不可)		Eメール等 (☒ 可、□不可)								
交通状況	☐ 車輛通行不可		☒ 公共交通機関不通 ☐ 被害なし										
支援の有無	☐ 必要		☒ 不要 ☐ 現在のところ不明										
特記事項	(被害状況、支援要請内容、復旧の見通し等)												

⑤LPGガス被害(単位:戸)

[illegible]

(一社) 愛媛県LPガス協会 宛

記載例

LPガス被害状況報告書

今回の災害発生に伴う被害状況等は、以下のとおりです。

1. 発生日時 平成28年〇〇月××日▲▲時□□分頃
2. 発生場所 松山市・郡〇〇町×× 付近
3. 報告者 (支部名) 松山支部 (氏名) 松山 太郎
4. 連絡先 (TEL/携帯等) 090-〇〇〇〇-××××
5. 被害状況

①被害の種類 (地震) 水害 風害 火災 その他 ()
②被災状況

地区名	連絡不通 事業所数	販売事業者の人的被害 (単位：名)					販売事業者の物的被害 (単位：軒)					一般消費者等の人的被害 (単位：名)					一般消費者等の物的被害 (単位：戸)									
		あり			なし	不明	あり			なし	不明	あり			なし	不明	あり			なし	不明					
		死者	重傷者	軽傷者			全壊	半壊	一部損壊			床上浸水	床下浸水	死者			重傷者	軽傷者	全壊			半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	
〇〇地区	2	0	5	15	30	8	2	1	3	0	0	4	2	—	30	500	5000	1500	5000	80	500	2520	0	0	3900	4000
合 計	2	0	5	15	30	8	2	1	3	0	0	4	2	—	30	500	5000	1500	5000	80	500	2520	0	0	3900	4000

⑤LPガス被害 (単位：戸)

地区名	供給中	未確認	供給不能	内 復旧戸数	ガス漏えい	内 復旧戸数	容器の転倒	内 復旧戸数	容器の流失	内 回収済み	メーター遮断	内 復旧済み	その他
〇〇地区	3900	4000	580	0	35	35	4000	1000	0	0	8000	3500	
合 計	3900	4000	580	0	35	35	4000	1000	0	0	8000	3500	

平成 年 月 日

一般社団法人愛媛県LPガス協会
 会 長 殿
 TEL：089-947-4744
 FAX：089-947-8499

(発信者)

支部名

氏 名

支 援 要 請 書

災害対策マニュアルに基づき、以下のとおり支援を要請します。

(要請内容)

要 請 日 時	年 月 日 () 時 分 (第 報)
要請担当者	所 属： 氏 名： 連絡先：(電話) (携帯)
被害の種類	1. 地震 2. 津波 3. 洪水 4. 火災 5. 風害 6. その他 ()
要請の内容	
必 要 人 員	名
必 要 機 材	① LPガス容器：50kg× 本、20kg× 本、10kg× 本、 8kg× 本、5kg× 本、2・3kg× 本、 ② 調 整 器：単段式 個、その他 () 個 ③ ゴ ム 管： ④ コ ン ロ： 台 ⑤ LPガス発電機： 台 ⑥ 炊出しセット： セット ⑦ 投 光 器： 台 ⑧ そ の 他：
支 援 場 所	場 所： 住 所： 連絡先：(電話) (携帯)
道 路 状 況	1. 車両通行不可 2. 車両通行可 3. 公共交通機関不通 4. 公共交通機関運行中 5. その他 ()
通 信 状 況	1. 固定電話不通 2. 携帯電話不通 3. 電話等かかり難い
電 気	1. 停電 2. 一部停電 3. 通電中 4. 不明
水 道	1. 断水 2. 一部断水 3. 使用可 4. 不明
特 記 事 項	その他の被害状況、具体的な支援要請の内容等をご記入ください。

記載例

【様式 15】

平成28年〇〇月××日

一般社団法人愛媛県LPガス協会
会 長 ○ ○ × × 殿
TEL : 089-947-4744
FAX : 089-947-8499

(発信者)

支部名 松山支部

氏 名 松山 太郎

支 援 要 請 書

災害対策マニュアルに基づき、以下のとおり支援を要請します。

(要請内容)

要 請 日 時	平成 28年〇〇月××日（月） △△時□□分（第 1 報）
要請担当者	所 属：松山プロパンガス株式会社 氏 名：松山 太郎 連絡先：（電話）089-900-△△△△（携帯）090-■■■■-xxxx
被害の種類	① 地震 2. 津波 3. 洪水 4. 火災 5. 風害 6. その他（ ）
要請の内容	松山市内〇〇地区の被害が甚大で、支部会員にも死傷者が発生していることから、支部のみでの対応が不可能なため、応援隊の派遣などを要請します。
必 要 人 員	20 名
必 要 機 材	① L P ガス 容 器 ： 50kg× 本、20kg× 本、10kg× 本、 8kg× 本、5kg× 本、2・3kg× 本 ② 調 整 器 ： 単段式 個、その他（ ） 個 ③ ゴ ム 管 ： 可能なだけ ④ コ ン ロ ： 台 ⑤ L P ガス発電機 ： 台 ⑥ 炊出しセット ： セット ⑦ 投 光 器 ： 台 ⑧ そ の 他 :
支 援 場 所	場 所：松山プロパンガス株式会社（支部長事務所） 住 所：松山市千舟町●丁目×番地□ 連絡先：（電話）089-900-△△△△（携帯）090-■■■■-xxxx
道 路 状 況	1. 車輛通行不可 ② 車両通行可 ③ 公共交通機関不通 4. 公共交通機関運行中 5.その他（ ）
通 信 状 況	① 固定電話不通 ② 携帯電話不通 3. 電話等かかり難い
電 気	① 停電 2. 一部停電 3. 通電中 4. 不明
水 道	① 断水 2. 一部断水 3. 使用可 4. 不明
特 記 事 項	その他の被害状況、具体的な支援要請の内容等をご記入ください。

流出容器回収報告書

一般社団法人愛媛県LPガス協会 支部長 殿

事業所名 _____
 住 所 _____
 電 話 _____
 担当者名 _____

下記の流出容器を回収しておりますので報告します。

回 収 日	年 月 日		
回 収 場 所			
回 収 者	住 所		
	氏 名		
所有者等判明容器	所 有 者 等 住 所	事 業 者 名	数 量
所有者等不明容器	50kg	本	
	30kg	本	
	20kg	本	
	10kg	本	
	8kg	本	
	その他		
	kg	本	
	kg	本	
	kg	本	

流出容器回収報告書

一般社団法人愛媛県LPガス協会松山支部長 殿

事業所名 松山プロパンガス株式会社
 住 所 松山市千舟町●丁目×番地□
 電 話 089-900-△△△△
 担当者名 松山 太郎

下記の流出容器を回収しておりますので報告します。

回 収 日	平成■■年 ○× 月 △△ 日 z z		
回 収 場 所	松山市湊町●丁目 ××付近		
回 収 者	住 所 松山市千舟町●丁目×番地□		
	氏 名 松山 太郎		
所有者等判明容器	所 有 者 等 住 所	事 業 者 名	数 量
	松山市千舟町■丁目△番地○	(株)愛媛LPガス	50kg×3本、 20kg×5本
所有者等不明容器	50kg	6	本
	30kg		本
	20kg	5	本
	10kg		本
	8kg		本
	その他		
	kg		本
	kg		本
	kg		本

年 月 日

容器所（占）有者

殿

一般社団法人愛媛県LPガス協会 支部
支部長

回 収 容 器 引 取 通 知 書

貴社（貴殿）のLPガス容器を流出容器、放置容器として、下記のとおり回収保管しておりますので、2週間以内にお引取りください。

なお、引取りが困難な場合には別紙、様式 18 の容器譲渡書に所定の事項をご記入の上、協会までご提出ください。

記

1. 容器の形状及び記号番号

2. 保管場所（引渡し場所）

引取時の注意事項

- ・事前に保管場所まで連絡の上、引取りにお越しくください。
- ・引取りの際には、本書を必ず持参し、保管者にお渡しください。

（注意）1ヶ月以内に連絡がない場合及び、引取りのない場合は高圧ガス保安法第25条違反として措置することもあります。

平成〇〇年××月△△日

容器所（占）有者

(株)愛媛LPガス 愛媛 太郎 殿

一般社団法人愛媛県LPガス協会松山支部

支部長 松 山 太 郎

回 収 容 器 引 取 通 知 書

貴社（貴殿）のLPガス容器を流出容器、放置容器として、下記のとおり回収保管しておりますので、2週間以内にお引取りください。

なお、引取りが困難な場合には別紙、様式 18 の容器譲渡書に所定の事項をご記入の上、協会までご提出ください。

記

1. 容器の形状及び記号番号

別紙一覧表のとおり

2. 保管場所（引渡し場所）

松山プロパンガス株式会社

松山市千舟町●丁目×番地□

引取時の注意事項

- ・事前に保管場所まで連絡の上、引取りにお越しく下さい。
- ・引取りの際には、本書を必ず持参し、保管者にお渡しください。

（注意）1ヶ月以内に連絡がない場合及び、引取りのない場合は高圧ガス保安法第25条違反として措置することもあります。

年 月 日

一般社団法人愛媛県LPガス協会 支部長 殿

【容器所有（占有）者】

事業者名

住 所

氏 名

印

容 器 譲 渡 書

年 月 日付け回収容器引取通知書で通知のありました、下記、LPガス容器については、無償で譲渡いたします。

記

容器の形状及び記号番号

容器の形状	2・3 kg	5 kg	8 kg	10 kg	その他 (kg)
容 器 の 記 号 ・ 番 号					

以 上

記 載 例

【様式 18】

平成〇〇年××月□□日

一般社団法人愛媛県LPガス協会松山支部長 殿

【容器所有（占有）者】

事業者名 愛媛LPガス株式会社

住 所 松山市湊町△丁目×番地〇

氏 名 愛 媛 太 郎



容 器 譲 渡 書

平成〇〇年××月△△日付け回収容器引取通知書で通知のありました、下記、LPガス容器については、無償で譲渡いたします。

記

容器の形状及び記号番号

容器の形状	2・3 kg	5 kg	8 kg	10 kg	その他 (20 kg)
容 器 の 記 号 ・ 番 号			MEB-2▲▲××		MYR-12〇〇×
			MEB-2▲▲×□		MYR-12〇〇■
					MYR-12〇〇▲

以 上

年 月 日

容器保管者

殿

一般社団法人愛媛県LPガス協会
会 長

容 器 屑 化 依 頼 書

貴社（貴所）で保管中の下記容器については、屑化処分をお願いいたします。

記

1. 記号・番号の判明しているもの。

容器の形状	2・3 kg	5 kg	8 kg	10 kg	その他 (kg)
容 器 の 記 号 ・ 番 号					

2. 記号・番号の判明していないもの。

年 月 日以前に回収報告のあったもの。

以 上

平成〇〇年××月△△日

中予プロパン(株)

社長 × × × × 殿

一般社団法人愛媛県LPガス協会

会 長 ○ ○ ○ ○

容 器 屑 化 依 頼 書

貴社（貴所）で保管中の下記容器については、屑化処分をお願いいたします。

記

1. 記号・番号の判明しているもの。

容器の形状	2・3 kg	5 kg	8 kg	10 kg	その他 (20・50 kg)
容 器 の 記 号 ・ 番 号			MEB-2▲▲××		MYR-12○○×
			MEB-2▲▲×□		MYR-12○○■
			MEB-2▲▲×○		MYR-12○○▲
			MEB-2▲▲▲□		JLD-4○○××
			MEB-2▲□×□		JLD-4○○×■
					JLD-4○○■×
					MYW-5○○××
					MYW-5○○×△
					MYW-5○○■△

2. 記号・番号の判明していないもの。

年 月 日以前に回収報告のあったもの。

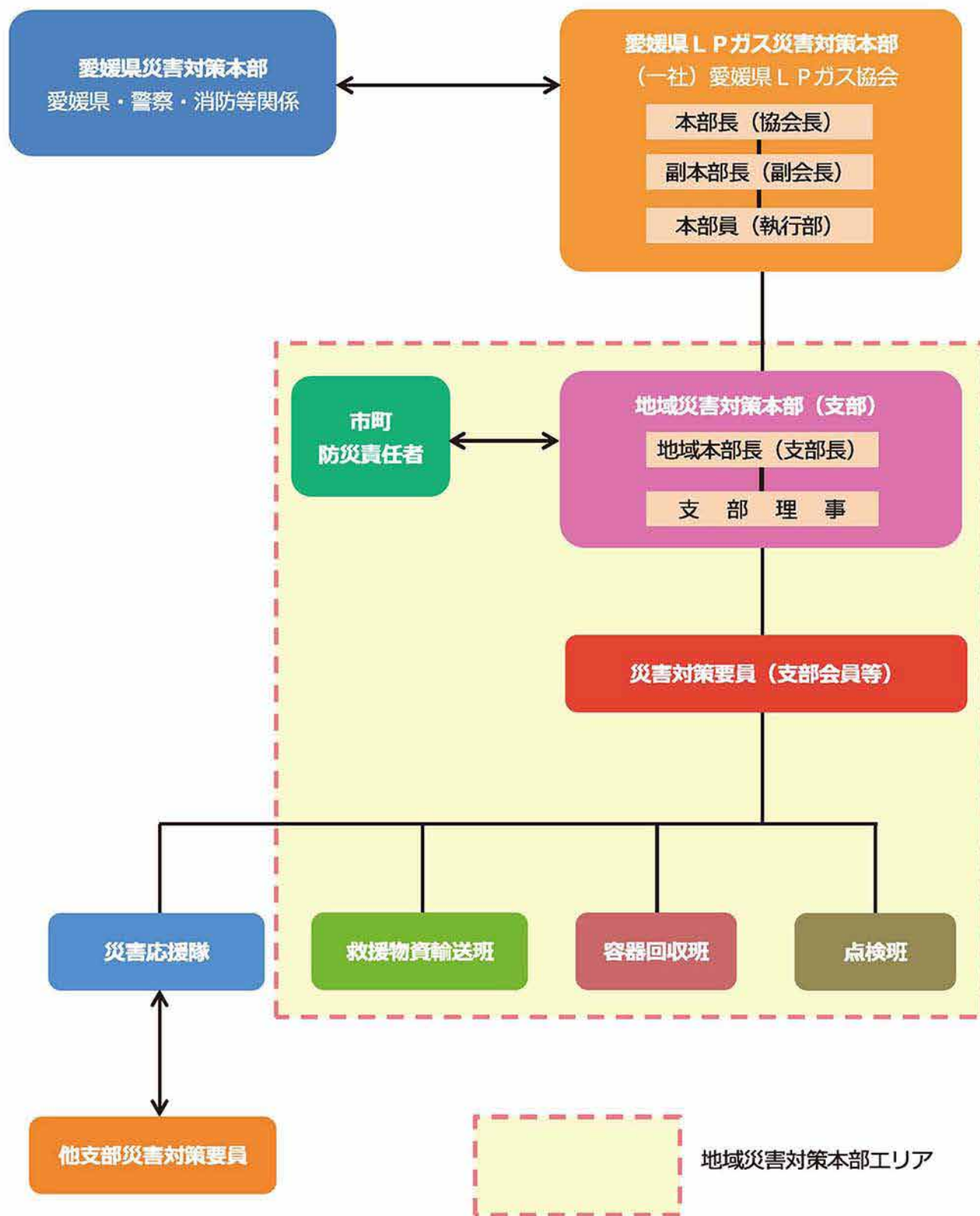
以 上

資 料 編

- 資料 1 災害対策連絡組織図
- 資料 2 災害対策組織図
- 資料 3 地域災害対策本部リスト
- 資料 4 協会－支部－消防－中央団体連絡名簿
- 資料 5 緊急資機材及び保管場所
- 資料 6 事業所内の連絡体制・行動原則の一例
- 資料 7 地震に対する知識（地震時の対応）
- 資料 8 地震に対する知識（マイコンメータ復帰方法）
- 資料 9 L P ガス販売事業者等の行動基準の一例
- 資料 10 緊急通行車両等事前届出制度について
- 資料 11 緊急通行車両事前届出書
- 資料 12 災害時における応急生活物資（LP ガス等）の供給に関する協定書の写し
- 資料 13 緊急通行車両確認証明申請書
- 資料 14 県内充填所及び中核充填所名簿
- 資料 15 県内充填所及び中核充填所分布図
- 資料 16 地震等災害に強い L P ガス供給設備基準
- 資料 17 地震等災害に強い L P ガス供給設備基準（収納庫他）
- 資料 18 地震等災害に強い L P ガス供給設備基準（災害バルク貯槽）
- 資料 19 ガス放出防止型高圧ホース及びガス栓カバーの設置
- 資料 20 ガス放出防止機構付き安全機器の設置
- 資料 21 業務用ガス遮断装置（感震器内蔵型）
- 資料 22 地震等災害に強い L P ガス供給設備の基準（容器の鎖 2 本掛け）
- 資料 23 容器プロテクター装着・転倒防止例(高知県の事例)
- 資料 24 応援者の心構え
- 資料 25 応援者が持参する物資等
- 資料 26 支部別 L P ガス消費者戸数
- 資料 27 愛媛県市町別 L P ガス消費者戸数



【災害対策組織図】



【地域災害対策本部リスト（支部長）】

作成日：平成28年7月1日

	支部名	支部長名	会社名	郵便番号	所在地	電話番号
1	四国中央	石川 裕	(有)日之出商店	799-0111	四国中央市金生町下分1554-1	0896-56-5011
2	新居浜	妹尾 次郎	正起ガス(株)	792-0851	新居浜市観音原町甲6番地7	0897-44-5111
3	西条	藤下 一志	(有)リビング藤下	793-0023	西条市明屋敷328-1	0897-55-4363
4	周桑	篠森 均	周桑農業協同組合	791-0593	西条市丹原町池田1701-1	0898-68-4884
5	今治	越智 浩	東予液化ガス(株)	794-0801	今治市東鳥生町5丁目59	0898-22-7634
6	松山	吉田 幸人	愛媛日商プロパン(株)	791-3197	伊予郡松前町大字筒井1266	089-984-1296
7	大洲	曾根 昭力	南予プロパン(株)	795-0071	大洲市新谷乙514	0893-25-2000
8	八幡浜	新地 卯助	(有)新地商店	796-0088	八幡浜市1207-1	0894-22-3456
9	西予	井関 啓介	井関プロパン	797-1212	西予市野村町野付11-131	0894-72-0235
10	宇和島	亀岡 明彦	亀岡ガス販売(株)	798-0087	宇和島市坂下津甲407-19	0895-22-0797
11	南宇和	橋本 健二	南宇和ガス燃料(株)	798-4341	南宇和郡愛南町蓮乗寺9-2	0895-72-1345

(敬称略)

【LPガス協会支部⇔消防本部連絡網（愛媛県内）】

協会支部名	企業名	郵便番号	所在地	電話番号	消防本部名	郵便番号	所在地	電話番号
1 協会本部	(一社) 愛媛県LPガス協会	790-0011	松山市千舟町六丁目2-8	089-947-4744(固定) 089-947-4926(災害) 080-2976-2609(衛星)				
2 四国中央	(株)日之出商店	799-0111	四国中央市金生町下分1554-1	0896-56-5011	四国中央市消防本部	799-0413	四国中央市曾根町500番地	0896-28-6940
3 新居浜	正起ガス(株)	792-0851	新居浜市観音原町甲6番地7	0897-44-5111	新居浜市消防本部	792-0025	新居浜市一宮町1丁目5-1	0897-65-1342
4 西条	(株)リビング藤下	793-0023	西条市明屋敷328-1	0897-55-4363	西条市消防本部	793-0028	西条市新田183-1	0897-56-0250
5 周桑	周桑農業協同組合	791-0593	西条市丹原町池田1701-1	0898-68-4884				
6 今治	東予液化ガス(株)	794-0801	今治市東鳥生町5丁目59	0898-22-7634	今治市消防本部	794-0043	今治市南宝来町2丁目1-1	0898-32-6666
					上島町消防本部	794-2506	越智郡上島町弓削下弓削1037番地	0897-77-4118
7 松山	愛媛日商プロパン(株)	791-3197	伊予郡松前町大字筒井1266	089-984-1296	松山市消防局	790-0811	松山市本町6丁目6-1	089-926-9247
					東温市消防本部	791-0203	東温市横河原1376	089-964-5210
					伊予市消防等事務組合消防本部	799-3111	伊予市下吾川950-3	089-982-0119
					久万高原町消防本部	791-1206	上浮穴郡久万高原町上野尻90	0892-21-2411
8 大洲	南予プロパン(株)	795-0071	大洲市新谷乙514	0893-25-2000	大洲地区広域消防事務組合消防本部	795-0012	大洲市大洲1034-4	0893-24-0119
9 八幡浜	(株)新地商店	796-0088	八幡浜市1207-1	0894-22-3456	八幡浜地区施設事務組合消防本部	796-0010	八幡浜市大字松柏丙796	0894-22-0119
10 西予	井関プロパン	797-1212	西予市野村町野付11-131	0894-72-0235	西予市消防本部	797-0015	西予市宇和町卯之町2丁目377	0894-62-0119
11 宇和島	亀岡ガス販売(株)	798-0087	宇和島市坂下津甲407-19	0895-22-0797	宇和島地区広域事務組合消防本部	798-0064	宇和島市丸の内5丁目1-18	0895-22-7051
12 南宇和	南宇和ガス燃料(株)	798-4341	南宇和郡愛南町連乗寺9-2	0895-72-1345	愛南町消防本部	798-4341	南宇和郡愛南町連乗寺473	0895-72-0119

【関連団体（四国・中央組織）】

地域	団体名	郵便番号	所在地	電話番号
1 東京都	一般社団法人全国LPガス協会	105-0004	東京都港区新橋1丁目18-6	03-3593-3500
2 東京都	高圧ガス保安協会	108-8447	東京都虎ノ門4丁目3-13	03-3436-6100
3 香川県	中四国産業保安監督部四国支部 保安課	760-8512	香川県高松市サンポート33	087-811-8590
4 愛媛県	愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課 保安係	790-8570	愛媛県松山市一番町4丁目4-2	089-912-2330
5 愛媛県	愛媛県中予地方局総務企画部総務県民課 防災対策室	790-8572	愛媛県松山市北持田町1-32	089-909-8750
6 愛媛県	愛媛県東予地方局総務企画部総務県民課 防災対策室	793-0042	愛媛県西条市豊多川796-1	089-912-2320
7 愛媛県	愛媛県南予地方局総務企画部総務県民課 防災対策室	798-8511	愛媛県宇和島市天神町7-1	0895-28-6103
8 愛媛県	一般社団法人愛媛県LPガス協会	790-0011	松山市千舟町六丁目2-8	089-947-4744
9 香川県	一般社団法人香川県LPガス協会	760-0020	高松市錦町1丁目6-8	087-821-4401
10 徳島県	一般社団法人徳島県エネルギーガス協会	771-0134	徳島県川内町平石吉209-5	088-665-7705
11 高知県	一般社団法人高知県LPガス協会	780-8031	高知市大原町80-2	088-805-1622

※新居浜市消防本部は、LPガス協会支部⇔消防本部連絡網に記載していません。

【緊急資機材及び保管場所】

平成28年7月1日現在

支部名 資機材名	四国中央支部	新居浜支部	西条支部	周桑支部	今治支部	松山支部	大洲支部	八幡浜支部	西予支部	宇和島支部	南宇和支部	協会本部
炊出しステーション												3 (本部1、中核2)
発電機		3	4	2		6	2					4 (本部2、中核2)
ガス炊飯器		3		5		3			4			
緊急・災害用煮炊釜						3			4	5		
鍋・かまど・バーナー						3						
アルミ寸胴鍋		6		5								
三重巻コンロ		9		5								
ハンドマイク		3										
救急セット		3										
ガストーブ		3										
懐中電灯(乾電池式)		3										
ラジオ		3										
非常食		12										
収納保管庫		3										
テント		2				3	2		1			1
ヘルメット						170						
単段式調整器									8			
2口ヒューズガス栓									4			
木製しゃもじ									4			
ひしゃく									4			
スタップジャンパー										40		
のぼり										8		
防災グッズ						2						
保管場所		正起ガス(株)	㈱リビング藤下	周桑農協 本所		エナジー・ワン(株)	愛媛たいほ農協(伊予郡)	東宇和農協	亀岡ガス販売(株)			協会倉庫(4階)
		㈱宏栄産業	共栄プロパンガス(株)	大道プロパン		エネロ(株)	南宇和プロパン(サント)	㈱岡田石油	上甲石油店(並のみ)			
		朝日ガス(株)	㈱西条プロパン	久通丸商店		愛媛日商プロパン(株)			㈱江利プロパン(並のみ)			
			佐伯燃料店	松田商店		大ーガス(株)(伊予郡のみ)			㈱小野商店(並のみ)			
				㈱河野商店		BIKODEN アヒカ・東(伊予郡のみ)						
						JASDA(伊予郡のみ)						

【事業所内の連絡体制・行動原則の一例】

Ⅰ. 連絡体制

1. 指揮命令系統責任者

氏 名	職 務
〇〇 〇〇	最高責任者（社長又は代表者）
□□ □□	副責任者（以下職責順（最高責任者に事故等があった場合は、職務を代行する。））

2. 災害対策担当者

氏 名	職 務
□□ □□	本部長（専務等）
△△ △△	本部長代理（以下職責順（本部長に事故等があった場合は、職務を代行する。））

3. 連絡体制

区 分	連絡先
就業時間内	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
夜間、休日等	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

Ⅱ. 行動原則

1. 災害発生時の対応

区 分	就業時間内		就業時間外
	社 内	社 外	
管理職以上	・原則、事業所敷地内にて待機。 ・事業所が危険な場合は、事前に定める集合場所へ移動。 ・安否を報告。	・可能であれば帰社。 ・帰社できない場合は、一時的に安全な場所へ避難する。 ・安否を報告。	・周辺及び出社経路の安全を確認の後、出社。 ・事業所が危険な場合は、事前に定める集合場所へ移動。 ・安否を報告する。
一般男性社員	・原則、事業所敷地内にて待機。 ・事業所が危険な場合は、事前に定める集合場所へ移動。 ・安否を報告。	・可能であれば帰社。 ・帰社できない場合は、一時的に安全な場所へ避難する。 ・安否を報告。	・周辺及び出社経路の安全を確認の後、出社。 ・事業所が危険な場合は、事前に定める集合場所へ移動。 ・安否を報告する。
一般女性社員	・原則、事業所敷地内にて待機。 ・事業所が危険な場合は、事前に定める集合場所へ移動。 ・安否を報告。 ↓ ・周辺及び帰宅経路の安全を確認の後、帰宅。	・帰宅を最優先。 ・帰宅不可能な場合は、帰社または安全な場所へ避難する。 ・安否を報告。	・上長の指示があるまで自宅等で待機。

2. 出社場所（避難場所）

区 分	名 称	住 所
社屋が無事な場合	所属部署	〇〇市（町）〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
社屋が損壊した場合（集合場所）	〇〇市総合運動公園	〇〇市（町）△△町□□丁目××番〇〇号

3. 情報収集の方法

項 目	方 法	担当者
社員の安否確認	・ 社内緊急連絡網等により確認	〇〇 〇〇
建物の被害状況の把握・記録	・ 社内の社員より収集 ・ 建築業者等に建物の被害調査を依頼する	〇〇 〇〇
設備、物品等の被害の把握	・ 社内の社員より収集 ・ 建築業者等に建物の被害調査を依頼する	〇〇 〇〇
ライフラインの被害状況	・ 社内の災害時における任務等の分担により 情報を収集する	〇〇 〇〇
関係機関との連絡	・ 関係機関一覧表による	〇〇 〇〇
関係業者との連絡	・ 関係業者一覧表による	〇〇 〇〇

【注意事項】

- (1) 建物内の従業員、社外出務中の従業員の安否確認を行うこと。
- (2) けが人の有無（傷病程度も）を把握し、必要な応急措置を行うこと。
- (3) 収集した情報は、会議室の壁にまとめて張り出すなどして（誰にもわかる方法により）、情報の一元管理を図ること。
- (4) 災害対策用社員の招集と、自宅待機社員の振り分けを行うこと。
- (5) 勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策室を立ち上げること。

4. 社内緊急連絡先

氏 名	部署 役職	住 所	自宅 電話番号	携帯 電話番号	携帯メール アドレス	左記以外の 緊急連絡先	本人との 続柄
〇〇 〇〇	社長	〇〇市〇〇町 〇丁目〇番〇号	000-000-0000	090-0000-0000	●●●●@×××	000-000-0000	—
□□ □□	専務	〇〇市□□町 △丁目〇番〇号	000-000-0000	090-0000-0000	□■□■@×××	000-000-0000	長男
△△ △△	部長	△△町〇〇町 〇番〇号	000-000-0000	080-0000-0000	△■□〇@×××	—	—

5. 関係機関一覧表

情 報	機関	機 関 名	電話番号
L P ガス協会	本部	(一社) 愛媛県 L P ガス協会	0 8 9 - 9 4 7 - 4 7 4 4
	支部	(一社) 愛媛県 L P ガス協会〇〇支部	0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0
行政情報	消防	〇〇消防署	0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0
		〇〇出張所	0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0
	警察	〇〇警察署	0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0
		〇〇派出所	0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0
	市 (町)	〇〇市役所	0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0
		〇〇町役場	0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0
交通情報	道路	愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課	0 8 9 - 9 1 2 - 2 3 2 0
		愛媛県〇〇地方局総務企画部 総務県民課防災対策室	0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0
	県		
ライフライン	道路	国土交通省 四国整備局 松山河川国道事務所 西日本高速道路㈱愛媛高速道路事務所	0 8 9 - 9 7 2 - 0 0 3 4 0 8 9 - 9 0 5 - 0 1 8 1
	鉄道	J R 四国〇〇駅 伊予鉄道〇〇駅	0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0 0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0
気象情報	バス	J R 四国バス〇〇営業所 伊予鉄バス〇〇営業所 宇和島バス〇〇営業所 せとうちバス〇〇営業所	0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0 0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0 0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0 0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0
	電気	四国電力〇〇営業所	0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0
	水道	〇〇市 (町) 上水道課など 愛媛県県民環境部環境政策課 水道整備係	0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0 0 8 9 - 9 1 2 - 2 3 4 8
気象情報	気象	松山地方気象台 防災管理官室 (気象予警報 177)	0 8 9 - 9 3 3 - 3 6 1 0
【国土交通省】防災情報提供センター[ホームページ] http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/			

6. 関係業者一覧表

業 者 名	所 在 地	電話番号	F A X
〇〇〇営業所	〇〇市 (町) 〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	000-000-0000	000-000-0000
〇〇〇出張所	〇〇市 (町) 〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	000-000-0000	000-000-0000
〇〇〇協力建築業者	〇〇市 (町) 〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	000-000-0000	000-000-0000
〇〇〇取引先業者	〇〇市 (町) 〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	000-000-0000	000-000-0000
〇〇〇テナント	〇〇市 (町) 〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	000-000-0000	000-000-0000
〇〇〇関係業者	〇〇市 (町) 〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	000-000-0000	000-000-0000

7. 緊急対応・応急点検施設リスト

順位	施設名	住 所	連絡先	担当者	貯蔵量
1	××病院	〇〇市 (町) 〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	000-000-0000	〇〇 〇〇	50kg×20
2	■■■小学校	〇〇市 (町) 〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	000-000-0000	□□ □□	50kg×6
3	×〇給食センター	〇〇市 (町) 〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	000-000-0000	△△ △△	950kg ハ°ル×1
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

8. ガス漏れ時の対応

(1) 現場での注意点

- ①火気を使用しない
- ②電気器具のスイッチを入れない
- ③静電気の発生に注意する
- ④ドアを開ける時は正面に立たない

(2) 状況確認及び判断

- ①火災・爆発の有無
- ②漏えい個所（屋外・屋内）の確認
- ③ガスの漏えい状態
- ④被害状況（人身・物損被害）
- ⑤消防・警察の出動状況
- ⑥応援・協力の要否

(3) 安全の確保

①ガス漏れの停止

容器の撤去、容器バルブの閉止又はメータガス栓の閉止を行い、ガス漏れを停止します。

②火気等の引火源の除去

引火源となるコンロ等の火気がある場合は、使用禁止を行います。また、換気扇や電気器具等のスイッチ操作、自動車のエンジン始動といった行為は、ガスの拡散が完了して安全が確認されるまでは禁止します。

③避難誘導

爆発等の被害が想定されるときは、迅速に風上側へ避難誘導します。

④立入禁止措置

大きな被害が想定されるときは、そのエリアへの立入禁止の措置を行います。（交通遮断など広範囲の立入禁止が必要な場合は、消防や警察に協力を要請します。）

⑤ガスの拡散

漏れたガスの拡散を行います。

※ガス爆発の危険性の判断は、ガス濃度で判断します。

ガスの拡散は、ガス検知器で検知できない濃度か、臭気を感知できない濃度まで行い、安全を確認します。

(4) 応急措置

①ガス漏れ箇所が不明のとき

容器バルブを閉止し、供給停止・使用禁止とします。

②LPガス容器からの漏れ

粘着テープ又はタイヤチューブ等で漏えい部をきつく巻いて塞ぎ、容器を撤去します。

③LPガス容器安全弁作動

安全弁の作動停止後、容器を撤去します。

（安全弁の吹き止まり圧力まで内圧を低下させるには、水をかけるなどの措置が有効です。）

④配管、燃焼器具接続具や燃焼器具からの漏れ

配管の増し締め、末端ガス栓の閉止等によって漏れを止めます。これらの措置では不十分な場合は、中間ガス栓の閉止により対応します。

9. 必要な資機材等リスト

区 分	必要機材
1. 応急復旧用資機材	1) 応急点検時に必要な主な資機材 ①ガス検知器 ②漏えい検知液 ③漏えい試験用具（マノメータ、自記圧力計等） ④貼付用ステッカー（「使用可能」・「使用不可能」） ⑤工具類（スパナ等軽微なもの） ⑥その他 2) 復旧措置時に必要な資機材 ①ガス検知器 ②ボーリングバー ③気密試験用具 ④配管用資材 ⑤工具類 ⑥その他
2. 容器回収用資機材	①ジャッキ（車両用のものでも可） ②チェーンソ又はノコギリ ③ロープ ④パール ⑤その他
3. 顧客データ等	①一般消費者等の消費者リスト ②住宅地図（容器置場を明示する） ③LPガス設備の配管図面 ※顧客データ等は、安全な複数の場所に保管しておくこと。
4. 服 装 等	①ヘルメット ②安 全 靴 ③軍 手・皮手袋 ④作 業 服（できれば帯電防止作業服） ⑤マスク（できれば防塵マスク） ⑥帯電防止作業服
5. その他	①懐 中 電 灯（できれば防爆構造のもの。予備電池を含む） ②携 帯 電 話（予備電池を含む） ③ボールペン・マジック ④緊 急 工 具 類（ドライヤー（水害時）） ⑤身分を証明できる物 ⑥自分のための飲食物 ⑦防爆機器（作業灯、コードリール、防爆工具など）

【地震時対応 LP ガス保安ガイド】

安全・安心に お使いいただくために 地震時の対応

地震時対応LPガス保安ガイド



地震が発生したら、その時の対応は！

自分の身を守りましょう！

- まず、身の安全を確保してください。
(棚や棚の上に載せてあるものが落ちてきたりするので、揺れがおさまるのを待ちましょう。)

まず身の
安全を

火の始末をしましょう！

- ガスを使用しているときは、揺れがおさまってから器具栓を閉めてください。
- ガスを使用中に強い地震(震度5相当以上)が起きたときは、ガスメーターが自動的にガスをしゃ断します。
(ガスを使用していないときは、ガスをしゃ断しない機能になっています。)

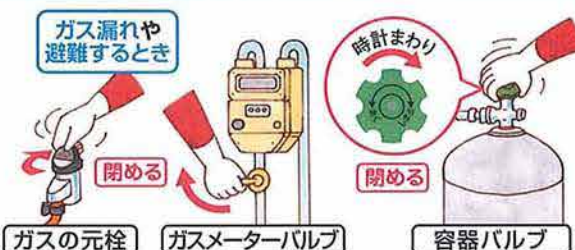
揺れがおさ
まったら

器具栓

地震発生後の注意事項

- ガス漏れやガスの臭いがするときは、ガスの使用をやめて、器具栓、ガスの元栓、ガスメーターバルブおよび容器バルブをすべて閉めて、LPガス販売店が緊急時連絡先に連絡してください。
- 避難するときは、器具栓、ガスの元栓、ガスメーターバルブおよび容器バルブをすべて閉めてください。

※家屋等に被害が発生した地域では、ガス漏れや容器の点検を順次行いますので、点検の際にはご協力をお願い申し上げます。



LPガス安全委員会ホームページでも詳しい情報をご覧ください。<http://www.lpg.or.jp/>

LPガス緊急時の連絡先

連絡先：

電 話：

LPガス販売店名

緊急時の連絡先は24時間無料で対応しています。

LPガス安全委員会／経済産業省

【マイコンメータ復帰方法】

ガス使用を再開するときの安全確認

■次の場合はガスを使用すると危険です。

☑ **ガス漏れやガスの臭いがしていないかを確認！**

ガス漏れやガス臭いときは、ガスを使用せず器具栓、ガスの元栓、ガスメーターバルブおよび容器バルブをすべて閉めて、LPガス販売店か緊急時連絡先に連絡してください。

☑ **ガス器具に損傷がないかを確認！**

ガス器具が損傷していたときは、ガスを使用せず器具メーカーに修理を依頼してください。

■余震や停電に注意してお使いください。

☑ **ガスがしゃ断された場合は、ガスメーターの表示を確認し復帰を行ってください。**

「圧力が低下した時」や「大量漏えい」のしゃ断表示の場合は、LPガス販売店の点検を受けてください。

ガスメーター(マイコンメーター)の機能と表示

■地震時の機能

- ガス使用中に強い地震(震度5相当以上)が起きたとき、自動的にガスをしゃ断します。
ガスを使用していないときは、ガスをしゃ断しない機能になっています。
- 地震で配管の折損やゴム管がはずれたときなど、大量のガスが流れたとき、自動的にガスをしゃ断します。

■ガスしゃ断時の表示

- ガスの流れや圧力などに異常があると、自動的にガスをしゃ断し、原因が表示されます。



※ガス警報器とガスメーターが連動している場合、警報が鳴ったときも地震しゃ断と同じ表示になります。

地震が発生した時など



表示部



ガスメーターの復帰方法

- ガス漏れやガス臭いときは、復帰操作をせずLPガス販売店か緊急時連絡先に連絡してください。
- 地震しゃ断表示でない場合は、LPガス販売店の点検を受けてください。

■次の手順で復帰操作を行ってください。



※復帰操作をしても復帰しない場合(再び「ガス止」表示が出る)は、復帰操作を繰り返さずLPガス販売店の点検を受けてください。

停電中のガス器具使用のご注意

- 停電中は換気扇などが動かず、CO中毒事故が懸念されます。ガス器具を使用するときは窓を開けるなど換気に十分ご注意ください。特に小型瞬間湯沸器は燃焼量が大いため、十分な換気を確保してください。
- また、停電中は照明不足等によりガス器具がよく見えないため、操作には十分ご注意ください。

100Vの電源を使用しているガス機器

給湯器、暖房機器など、100Vの電源を使用している機器は、停電中は使用できません。
ガス給湯器は停電により出湯温度、ふろ温度などが初期設定値に戻ってしまいます。停電後、最初にガス給湯器を使用するときは、設定値を確認してください。

ガス給湯器の凍結にご注意

長時間の停電や電気ブレーカーを落とすと給湯器の凍結防止装置(電気ヒーター)が働きません。凍結の恐れがあるときは、給水元栓(水道栓)を閉めて、給湯器の水抜きを行ってください。
水抜きの方法は、給湯器の取扱説明書で確認してください。

LPガス安全委員会 2012.08

※マニュアル本文と資料において一部表記が異なっているものがあります。

(例：マイコンメータ⇔マイコンメーター)

【L Pガス販売事業者等の行動基準の一例】

状況	行動基準	目標時間	行動内容
災害発生時	大規模災害発生	発 災	大規模災害が発生した場合 (1) 火気の始末、ガスの元栓及び容器バルブの閉止を確実にを行う。 (2) 必要に応じ安全な場所に待機する。 (3) 事業所内で災害対策本部を設置する。
災害発生直後	事業所内の施設等の確認 ↓	～4 時間程度	事業所内の施設等の確認など (1) 従業員とその家族の安否の確認（本人確認ができるまで追跡すること。） (2) 事業所内の被害状況の確認及び点検
	一般消費者等の被害状況の確認 ↓	～8 時間程度	事業所内の施設等の確認後、一般消費者等（供給先）の被害状況を確認する。
	地域災害対策本部（支部）との連絡 ↓	～12 時間程度	被害状況の確認及び緊急対応の調整 (1) 安全確保を優先しつつ、可能な限り早期に、自社の被害情報等について、地域災害対策本部（支部）への報告（様式 1 3）を行う。 (2) 一般消費者等の L Pガス設備の緊急対応地域の確認を行う。 (3) 緊急対応の応援体制についての連絡調整を行う。
	一般消費者等の緊急対応措置 ↓	～48 時間程度	(1) 緊急対応措置の実施 ①容器バルブの閉栓 ②容器の撤去等 ③二次災害防止の措置の要否を確認 (2) 緊急対応措置を実施した L Pガス設備に被害のあった場合は、「使用不可能」の表示を行う。 (3) 地域災害対策本部（支部）に緊急対応措置の結果報告を行う。
災害後	地域災害対策本部（支部）との連絡	48 時間程度～	(1) 市区町村等からの要請により避難場所、共同給食センター等に臨時的なガス供給設備を設置する。
	一般消費者等の応急点検	72 時間程度～	(1) 地域の安全が確認された後、在宅消費者の応急点検(復帰)を行う。 (2) 地域災害対策本部（支部）に応急点検の結果報告（様式 7）を行う。
復旧体制	復旧体制へ移行	14 日程度～	(1) 安全が確認された後、災害後の本格な点検として全消費者に L Pガス設備の復旧措置を実施する。 (2) 追加的な被害情報、復旧状況等について、地域災害対策本部（支部）等に報告を行う。

【緊急通行車両等事前届出制度について】

1. 制度の概要

大規模災害発生時には、災害応急対策を円滑に行い、二次被害を防止するために、公安委員会により道路の区間を指定して、緊急自動車（救急車・消防車・パトカー等）や災害応急対策に携わる車両（以下、「緊急通行車両等」という。）以外の車両の通行を禁止又は制限することとなります。

緊急通行車両等は緊急自動車と違い、赤色灯やサイレンが無く、他の車両と見分けがつかないため、災害応急対策に従事する車両かどうか確認したのち、「緊急通行車両確認標章」（以下「確認標章」という。）を交付し、それをフロントガラスに掲出することで区別することとなります。

しかしながら、いざ、震災等が起こったときに災害応急対策に従事する車両が確認していたのでは、手続きに時間がかかってしまい、迅速な災害応急活動が困難になることから、災害応急対策に使用する予定のある車両を事前に届出することで、震災等発生時に標章交付手続きに要する時間を短縮し、かつ、事前届出済みであることを証する書面（以下、「事前届出済証」という。）を持っていれば、県内外問わずどの警察署（検問所含む。）でも「確認標章」の交付手続きを行うことができるようにする制度のことです。

2. 手続きの流れ

①事前届出

車両の「使用の本拠の位置」を管轄する警察署（別紙 1 参照）の交通課（松山東警察署にあっては、交通第一課）へ書類を提出する。なお、届出する車両は必要最低限の台数としてください。

<緊急通行車両等事前届出に必要な書類>

- | | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 緊急通行車両等事前届出書（災害対策マニュアル資料11） | 2通 |
| 2 | 自動車検査証（車検証）の写し | 1通 |
| 3 | 届出車両が災害応急対策に使用されることが確認できる書面 | 1通 |

【届出車両が災害応急対策に使用されることが確認できる書面について】

「災害時における応急生活物資（LP ガス等）の供給に関する協定書の写し」（災害対策マニュアル資料12）と「一般社団法人愛媛県LPガス協会会員名簿の写し※」を添付します。

※会員名簿の写しは、表紙と届出を行う販売事業者が所属する支部のページをコピーすること。

なお、会員名簿を紛失した場合は、協会までお問合せください。



②事前届出済証の交付を受ける

緊急通行車両等事前届出済証が交付されたら、大切に保管しておいてください。



災 害 発 生



③確認標章の交付申請手続き

最寄りの警察署又は交通検問所へ②で交付を受けた「事前届出済証」と必要書類を提出。

<標章交付に必要な書類>

- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 緊急通行車両確認証明申請書（災害対策マニュアル資料13） | 1通 |
| 2 | 緊急通行車両等事前届出済証 | |
| 3 | 自動車検査証（車検証） | |



④確認標章と確認証明書の交付を受ける

「緊急通行車両確認標章」を前面ガラスの内側に見やすいように置いて出動します。



⑤確認標章の返納

緊急輸送等が終了した場合は、「確認標章」を返納すること。

手続きの詳細については、車両の「使用の本拠の位置」を管轄する警察署の交通課にご確認ください。

別紙 1

愛媛県内警察署管轄区域一覧表

	警察署名	所在地	連絡先	管轄区域
1	四 国 中 央 署	四国中央市三島中央 5 丁目 4 番 2 0 号	0896-24-0110	四国中央市、旧別子山村
2	新 居 浜 署	新居浜市久保田町 3 丁目 9 番 8 号	0897-35-0110	旧別子山村を除く新居浜市及び宮窪町四坂島
3	西 条 署	西条市新田 1 3 3 番地 1	0897-56-0110	旧西条市
4	西 条 西 署	西条市壬生川 1 2 4 番地 1	0898-64-0110	旧東予市、旧小松町、旧丹原町
5	今 治 署	今治市旭町 1 丁目 4 - 2	0898-34-0110	旧今治市、旧玉川町、旧波方町、旧大西町、旧菊間町、旧朝倉村、旧関前村
6	伯 方 署	今治市伯方町木浦甲 4 6 3 9 番地 1	0897-72-0110	旧大三島町、旧上浦町、旧伯方町、旧吉海町、旧宮窪町（四坂島を除く）、旧弓削町、旧岩城村、旧生名村、旧魚島村
7	松 山 東 署	松山市勝山町 2 丁目 1 3 - 2	089-943-0110	松山市※
8	松 山 西 署	松山市須賀町 5 番 3 6 号	089-952-0110	松山市※
9	松 山 南 署	松山市北土居 3 丁目 6 番 1 7 号	089-958-0110	松山市※、東温市、砥部町
10	久 万 高 原 署	上浮穴郡久万高原町久万 5 4 2 - 4	0892-21-0110	久万高原町
11	伊 予 署	伊予市下吾川 9 6 0 番地	089-982-0110	伊予市、松前町
12	大 洲 署	大洲市東大洲 1 6 8 6 番地 1	0893-25-1111	大洲市、内子町
13	八 幡 浜 署	八幡浜市広瀬 2 丁目 1 番 5 号	0894-22-0110	八幡浜市、伊方町
14	西 予 署	西予市宇和町卯之町 4 丁目 6 5 9 番地	0894-62-0110	西予市
15	宇 和 島 署	宇和島市並松 2 丁目 1 番 3 0 号	0895-22-0110	宇和島市、鬼北町、松野町
16	愛 南 署	南宇和郡愛南町御荘平城 2 9 8 2 - 2	0895-72-0110	愛南町

※ 松山市の管轄区域については、別紙 2 参照のこと。

別紙2

松山市内管轄区域一覧表（その1）

※松山市のうち、下記以外の地域は松山東警察署管内です。

あ	粟井河原	松山西署	か	海岸通	松山西署	し	下難波	松山西署
	安居島	松山西署		鴨川二・三丁目	松山西署		庄	松山西署
	安城寺町	松山西署		鴨之池	松山西署		庄府	松山西署
	会津町	松山西署		鹿峰	松山西署		常保免（じょうほうめん）	松山西署
	青葉台	松山西署		勝岡町	松山西署		浄瑠璃町	松山南署
	浅海原	松山西署		上川原町	松山南署		新浜町	松山西署
	浅海本谷	松山西署		上怒和	松山西署	す	住吉一・二丁目	松山西署
	朝生田町一～七丁目	松山南署		上難波	松山西署		須賀町	松山西署
	天山一～三丁目	松山南署		神田町	松山西署		苞木（すばき）	松山西署
	天山町	松山南署		片山	松山西署	せ た	善応寺	松山西署
い	井門町	松山南署	き	門田町	松山西署		高井町	松山南署
	磯河内	松山西署		儀式	松山西署		高岡町	松山西署
	院内	松山西署		客	松山西署		高山町	松山西署
	居相一～六丁目	松山南署		清住一・二丁目	松山西署		高田	松山西署
	今在家一～四丁目	松山南署		北井門一～五丁目	松山南署		高浜町一～六丁目	松山西署
	今在家町	松山南署		北吉田町	松山西署		高木町	松山西署
	市坪西町	松山南署		北久米町	松山南署		太山寺町	松山西署
	市坪南一～三丁目	松山南署		北斎院町	松山西署		鷹子町	松山南署
	市坪北一・二丁目	松山南署		北土居一～五丁目	松山南署		滝本	松山西署
	石風呂町	松山西署		北梅本町	松山南署		辰巳町	松山西署
	猪木	松山西署	く	来住町	松山南署		立岩中村	松山西署
	和泉南一～六丁目	松山南署		久谷町	松山南署		立岩米之野	松山西署
	和泉北四丁目	松山南署		久米窪田町	松山南署	つ	常竹	松山西署
う	宇和間	松山西署		久保	松山西署		津吉町	松山南署
	牛谷	松山西署		久保田町	松山西署	と	津和地	松山西署
	上野町	松山南署		久万ノ台	松山西署		土居町	松山南署
	内宮町	松山西署		空港通三～七丁目	松山西署		土手内	松山西署
	内浜町	松山西署		窪野町	松山南署		泊町	松山西署
	馬木町	松山西署		熊田	松山西署		富久町	松山西署
	梅田町	松山西署	こ	河野高山	松山西署	な	夏目	松山西署
え	恵原町	松山南署		河野中須賀	松山西署		中須賀一～三丁目	松山西署
	越智一～三丁目	松山南署		河野別府	松山西署		中西外	松山西署
お	小山田	松山西署		権現町	松山西署		中西内	松山西署
	小川	松山西署		光洋台	松山西署		中通	松山西署
	小浜	松山西署		小川谷	松山西署		中島栗井	松山西署
	小野町	松山南署		小村町	松山南署		中島大浦	松山西署
	大浦	松山西署		神浦	松山西署		中野町	松山南署
	大可賀一～三丁目	松山西署	さ	猿川	松山西署		長師	松山西署
	大河内	松山西署		猿川原	松山西署	に	西垣生町	松山西署
	大橋町	松山南署		佐古	松山西署		西石井一～六丁目	松山南署
	大西谷	松山西署		才之原	松山西署		西谷	松山西署
	尾儀原	松山西署		桜ヶ丘	松山西署		西長戸町	松山西署

松山市内管轄区域一覧表（その2）

※松山市のうち、下記以外の地域は**松山東警察署管内**です。

に	西野町	松山南署	ま	松ノ木一・二丁目	松山西署
	饒	松山西署		松江町	松山西署
	野忽那	松山西署		正岡神田	松山西署
の	荻原	松山西署	み	みどりヶ丘	松山西署
は	春美町	松山西署		宮内	松山西署
	梅津寺町	松山西署		宮野	松山西署
	畑里	松山西署		港山町	松山西署
	八反地	松山西署		三杉町	松山西署
	祓川一・二丁目	松山西署		三津ふ頭	松山西署
				三津一～三丁目	松山西署
ひ	ひばりヶ丘	松山西署		水泥町	松山南署
	東垣生町	松山西署		南吉田町	松山西署
	東山町	松山西署		南久米町	松山南署
	東石井一～七丁目	松山南署		南高井町	松山南署
	東大栗町	松山西署		南斎院町	松山西署
	東長戸一～四丁目	松山西署		南土居町	松山南署
	東方町	松山南署		南梅本町	松山南署
	平井町	松山南署		明神丘	松山西署
	平林	松山西署			
ふ	古三津一～六丁目	松山西署	む	睦月	松山西署
	古三津町	松山西署		元町	松山西署
	古川西一～三丁目	松山南署		元怒和	松山西署
	古川南一～三丁目	松山南署	も	森松町	松山南署
	古川北一～四丁目	松山南署		安岡	松山西署
	船ヶ谷町	松山西署		山西町	松山西署
	二神	松山西署	や	柳原	松山西署
	府中	松山西署		由良町	松山西署
	福音寺町	松山南署		横谷	松山西署
	福角町	松山西署	ゆ	吉木	松山西署
	麓	松山西署		吉野町	松山西署
へ	別府町	松山西署	よ	若葉町	松山西署
	星岡一～五丁目	松山南署		和気町一・二丁目	松山西署
	星岡町	松山南署		和田	松山西署
	北条	松山西署	わ		
	北条辻	松山西署			
	堀江町	松山西署			
	本谷	松山西署			

様式 1

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書（再交付申請書）		地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証		第 号
愛媛県公安委員会 殿		先のとおり事前届出を受けたことを証する		年 月 日
届出者住所 （電話） 氏名		愛媛県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号	備考 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署又は交通検問所に提出して所要の手続きを受けてください。			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。			
使用者	住所	3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。		
氏名	氏名	(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。		
出 発 地	地	(2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。		
備考 この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		

注 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

様式1

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 (再交付申請書)		地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証	
愛媛県公安委員会 殿		先のとおり事前届出を受けたことを証する	
平成28年 〇〇 月 ×× 日		年 月 日	
届出者住所 松山市千舟町●丁目×番地口		愛媛県公安委員会 印	
(電話) 089-900-XXXX			
氏名 松山プロパンガス株式会社 代表取締役 松山 太郎			
番号	愛媛500 い・・・1		
用途	災害時における応急生活物資 (LPガス等) の供給に 関する協定に基づく物資輸送 (LPガス)、人員輸送 (LPガス保安業務有資格者)、LPガス施設に関する 応急対応		
使用者	住所	松山市千舟町●丁目×番地口	
	氏名	松山プロパンガス株式会社	
出 発 地	松山市千舟町●丁目×番地口		
備考	この事前届け出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容 を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に 提出してください。		

注 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。



協 定 書



愛 媛 県

社団法人愛媛県エルピーガス協会



災害時における応急生活物資（LP ガス等）の供給に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県エルピーガス協会（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な応急生活物資（LP ガス等）（以下「LP ガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、LP ガス等を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能な LP ガス等の供給を要請することができる。

- （1） 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2） 愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から LP ガス等の調達のあつせんを要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

（要請の方法）

第2条 第1条の要請は、LP ガス等発注書（別紙1）をもっておこなうものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 第1条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

（LP ガス等の指定）

第4条 この協定の対象となる LP ガス等は、LP ガス、容器（LP ガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

（LP ガス等の運搬、引渡し）

第5条 LP ガス等の引渡し場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定する。



2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、LP ガス等を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町に代行させることができる。

(費用負担)

第6条 乙が供給したLP ガス等の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、乙が引渡し場所への運搬終了後に提出する出荷確認書等に基づく通常卸価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲と乙は、担当者連絡先報告書(別紙3)により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車輛の通行)

第9条 甲は、乙がLP ガス等を運搬する際には、車輛を緊急又は優先車輛として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。



本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月19日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県
知 事

加戸孝行



愛媛県松山市三番町四丁目10番1 愛媛県三番町ビル

乙 社団法人 愛媛県エルピーガス協会
会 長

高須賀 秀行



様式 4

年 月 日		
緊急通行車両確認証明申請書		
愛媛県公安委員会 殿		
申請者住所		
(電話番号)		
氏名		印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	
	氏 名	
通 行 日 時		
運 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

様式 4

平成 28 年 ○○ 月 ×× 日

緊急通行車両確認証明申請書

愛媛県公安委員会 殿

申請者住所 松山市千舟町●丁目×番地□

(電話番号) 089-900-△△△△

氏名 松山プロパン株式会社

代表取締役 松山 太郎



番号標に表示されている番号

愛媛500 い・・・1

車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）

災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定に基づく物資輸送（LPガス）、人員輸送（LPガス保安業務有資格者）、LPガス施設に関する応急対応

使用者

住所

松山市千舟町●丁目×番地□

氏名

松山プロパン株式会社

最大1ヶ月間となります。ご注意ください。

通行日時

平成28年 4月 1日～平成28年 4月30日

運行経路

出発地

松山市千舟町●丁目×番地□

目的地

松山市○○町、砥部町××、東温市△△

備考

災害の被害状況に応じて、ある程度の地域までを記入してください。

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

用紙のサイズ（A5）に注意してください。

作成日：平成28年7月1日

関連団体(四国・中央組織)

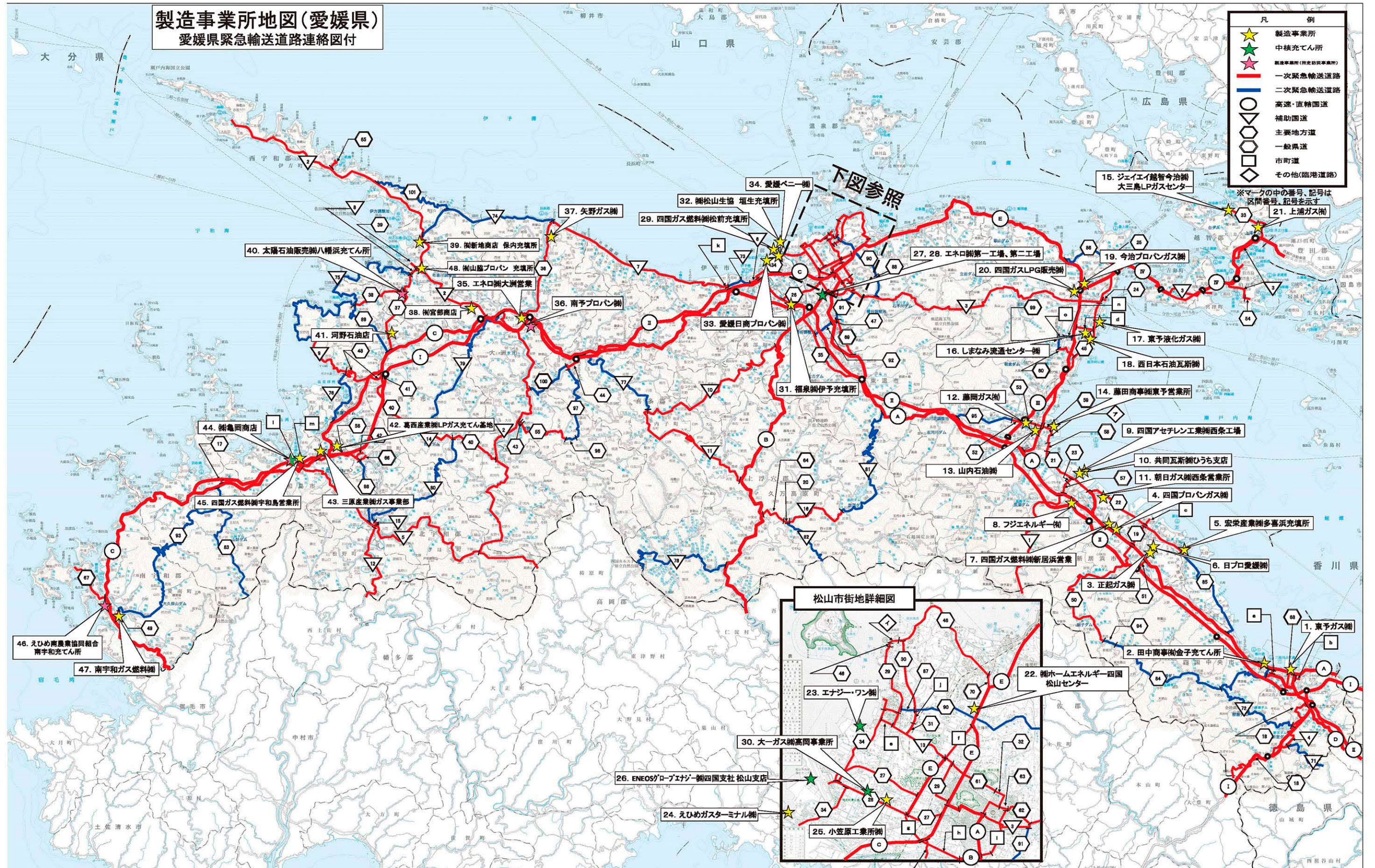
	名 称	事業所所在地	電話番号	FAX番号
1	(一社)全国LPガス協会	東京都港区新橋1丁目18-6	03-3593-3500	03-3593-3700
2	愛媛県民環境部防災局 消防防災安全課保安係	愛媛県松山市一番町4丁目4-2	089-912-2320	089-941-0119
3	(一社)愛媛県LPガス協会	松山市千舟町六丁目2-8	089-947-4744	089-947-8499
4	(一社)香川県LPガス協会	高松市錦町1丁目6-8	087-821-4401	087-851-6486
5	(一社)徳島県エールピーガス協会	徳島県川内町平石住吉209-5	088-665-7705	088-665-6905
6	(一社)高知県LPガス協会	高知市大原町80-2	088-805-1622	088-831-0404

充填所緊急連絡名簿

番号	名 称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	本社電話番号	備 考
1	東予ガス㈱	四国中央市妻鳥町中新田86-1	0896-56-2440	0896-58-3934	0877-23-3131	
2	田中商事(有)金子充填所	四国中央市三島中央2丁目11-29	0896-23-5531	0897-23-5531	0896-23-3125	
3	正起ガス㈱	新居浜市観音原町甲6-7	0897-44-5111	0897-43-7115	0897-44-5111	
4	四国プロパンガス㈱	新居浜市救生719-1	0897-43-3333	0897-40-4127	0897-43-3333	
5	㈱宏栄産業LPガス充填所多喜浜工場	新居浜市多喜浜6丁目6-6	0897-46-0708	0897-46-0708	0897-33-8080	
6	日プロ愛媛㈱	新居浜市観音原町甲2-1	0897-43-8519	0897-43-8539	0897-43-8519	
7	四国ガス燃料㈱新居浜営業所	新居浜市救生岸の下1143	0897-41-8110	0897-41-8112	0898-32-0725	
8	フジエエネルギー(有)	西条市福武字出晴甲890-3	0897-53-8000	0897-56-0555	0897-53-8000	
9	四国アセチレン工業㈱西条工場	西条市ひうち字西ひうち3-9	0897-56-7399	0897-56-7708	0877-23-8585	
10	共同瓦斯㈱西条充填所	西条市ひうち字西ひうち3-40	0897-55-2845	0897-55-1139	0896-74-3036	
11	朝日ガス㈱西条営業所	西条市舟屋乙5-6	0897-56-1313	0897-56-1313	0897-33-6533	
12	藤岡ガス(有)	西条市周布1688-2	0898-68-7826	0898-68-1468	0898-68-7826	
13	山内石油㈱	西条市石田288-1	0898-64-4154	0898-33-1096	089-972-1339	
14	藤田商事㈱愛媛工場LPガス充填所	西条市北条1200-2	0898-64-7321	0898-64-7320	0883-52-2125	
15	㈱ジェイエー越智 今治大三島LPガスセンター	今治市大三島町台211	0897-62-0416	0897-82-1108	0898-34-1800	
16	㈱しまなみ流通センター	今治市東村南1丁目10-32	0898-48-0296	0898-48-3319	0898-48-0296	
17	東予液化ガス㈱本社工場	今治市東鳥生町5丁目59	0898-22-7634	0898-22-7663	0898-22-7634	
18	西日本石油瓦斯㈱	今治市東村南1丁目7-3	0898-48-0526	0898-48-0602	0898-48-0526	
19	今治プロパンガス㈱	今治市阿方甲295	0898-22-2212	0898-25-0963	0898-22-2212	
20	四国ガスLPG販売㈱	今治市クリエイティブヘルズ2-5	0898-55-8011	0898-55-8012	0898-55-8011	

充填所緊急連絡名簿

番号	名 称	事業所所在地	電話番号	FAX番号	本社電話番号	備 考
21	上浦ガス(有)	今治市上浦町井口5853	0898-55-8011	0897-87-2189	0897-87-2115	
22	㈱ホームエネルギ-四国松山センター	松山市谷町甲80	089-978-4048	089-978-0884	0877-46-6230	
23	エナジー・ワン(㈱)	松山市大可賀3丁目1453-11	089-952-2212	089-952-7957	089-952-2212	中核充填所
24	えひめガスターミナル(㈱)	松山市西垣生町1800-7	089-974-8060	089-974-2020	089-974-8060	
25	㈱小笠原工業所	松山市空港通5丁目10-3	089-972-0043	089-973-5404	089-972-0043	
26	ENEOSグループエナジー(㈱)四国支社 松山支店	松山市南吉田町2576	089-972-1339	089-972-1362	089-972-1339	中核充填所
27	エネロ(㈱)第一工場	松山市東石井5丁目12-25	089-956-1131	089-957-7062	089-956-1131	中核充填所
28	エネロ(㈱)第二工場	松山市東石井5丁目11-25	089-956-1131	089-957-7062	089-956-1131	中核充填所
29	四国ガス燃料(㈱)松前充填所	伊予郡松前町大字北川原七宝1628-1	089-984-6340	089-973-0160	0898-32-0725	
30	大一ガス(㈱)高岡事業所	松山市高岡町148	089-972-0410	089-973-0160	089-941-7938	中核充填所
31	福泉(㈱)	伊予市宮下字松ノ下2701	089-946-7278	089-932-3221	089-932-3288	
32	㈱松山生協垣生充填所	松山市西垣生町2874	089-974-3735	089-974-3739	089-946-1611	
33	愛媛日商プロパン(㈱)	伊予郡松前町大字筒井1266-1	089-984-1296	089-984-8138	089-984-1296	
34	愛媛ベニ- (㈱)	伊予郡松前町大字北川原1625-1	089-984-8800	089-984-8881	089-984-8800	
35	エネロ(㈱)大洲営業所	大洲市東大洲1041-2	0893-25-4567	0893-25-2304	089-956-1131	
36	南予プロパン(㈱)	大洲市新谷乙514	0893-25-2000	0893-25-3555	0893-25-2000	
37	矢野ガス(㈱)	大洲市長浜町上老松町甲713-1	0893-52-0490	0893-52-2704	0893-52-0420	
38	(有)宮部商店	大洲市平野町野田3990	0893-23-5700	0894-22-4051	0894-22-4050	
39	(有)新地商店保内充填所	八幡浜市保内町川之石字江ノ口1-1	0894-36-1154	0894-36-1154	0894-22-3456	
40	太陽石油販売(㈱)八幡浜充填所	八幡浜市五反田字ヒノウラ2-1423-1	0894-23-1805	0894-23-1803	089-974-5760	
41	河野石油店	西予市宇和町小原666	0894-62-9401	0894-62-9010	0894-62-9401	
42	葛西産業(㈱)LPガス充填基地	宇和島市高串字畑坂丙66-1	0895-22-0333	0895-22-7626	0895-22-0112	
43	三原産業(㈱)ガス事業部	宇和島市高串字中窪2-46-1	0895-22-7228	0895-22-1918	0895-22-5656	
44	㈱亀岡商店	宇和島市坂下津甲407-19	0895-22-0797	0895-25-7867	0895-22-0797	中核充填所
45	四国ガス燃料(㈱)宇和島営業所	宇和島市栄町港3丁目303	0895-25-2834	0895-73-2197	0898-32-0725	
46	えひめ南農業協同組合 南宇和充填所	南宇和郡愛南町御荘平城3644	0895-72-0126	0895-73-2197	0895-22-8111	
47	南宇和ガス燃料(㈱)	南宇和郡愛南町蓮乗寺9-2	0895-72-1345	0895-72-1346	0895-72-1345	
48	山脇プロパン(有)	八幡浜市松柏引地338	0894-22-4473	0894-22-0980	0894-22-0050	



作成日:平成28年6月1日

【地震等災害に強い L P ガス供給設備の基準】

・ L P ガス設備の対策の概要供給設備の地震対策の概要

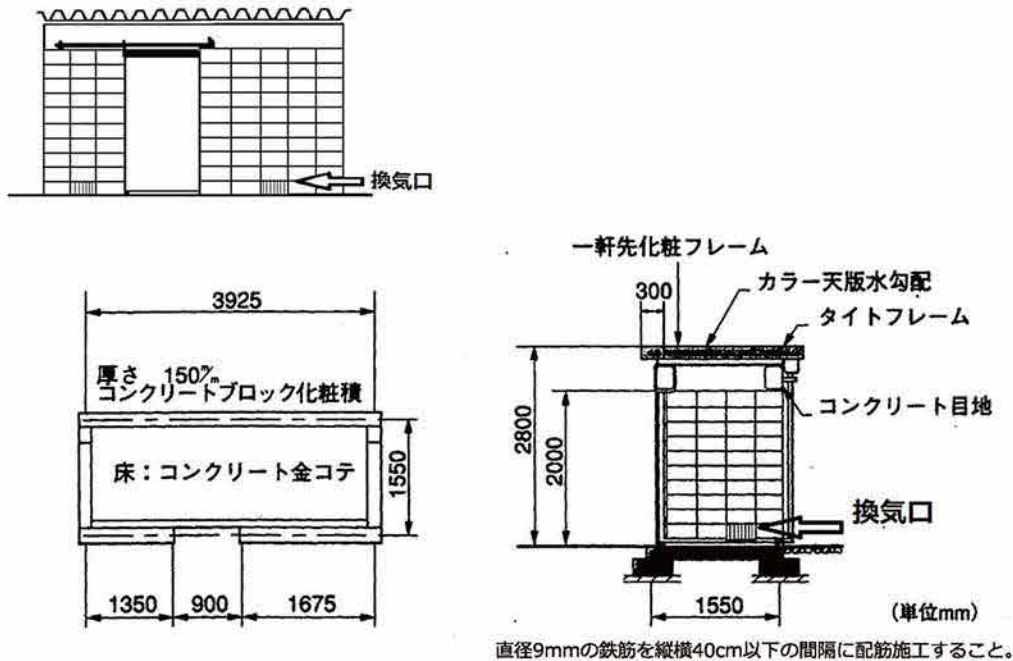
1. 容 器	2. 容器周り	3. バルブ供給
(1) 地盤面からの露出部分が低く、かつ、水平で十分な広さを有する台の上に設置する。 (2) スカート底部の変形の著しい容器の使用を禁止する。 (3) 集合供給設備には、ブロック製の容器収納庫を設ける。 (4) 地震による大型容器の移動等による供給管の損傷防止対策を講じること。 (5) 空き家容器の回収	(1) 落下物から容器バルブ等を保護する。また、プロテクターの導入を検討する。 (2) 高圧ホース、低圧ホースを使用し、たるみをなくす。 (3) 集合管（ヘッダ）の補強と逆流防止機構の導入。 (4) 大量ガス漏れ防止策として、ガス放出防止器又はガス放出防止型高圧ホースを設置する。 (5) 容器の鎖二重掛けを行う。 （宇和海地区及び土砂災害警戒区域に限る。） この場合、鎖止め金具は軸組、副木に確実に取付ける。	(1) 平坦なコンクリート盤等により不同沈下の起こらない構造としアンカーボルト等で固定する。 (2) 地盤の液状化に伴う供給管の損傷を防止する。 (3) 災害バルブの設置推進をする。

4. 供給管・配管	5. 燃焼器具	6. 安全機器の設置
(1) 適切な間隔で供給管・配管の支持を強化する。 (2) 供給管・配管は不必要な埋設は避け、やむを得ず埋設を行う場合は P E 管等可とう性のある材料を導入する。	(1) 燃焼器具は、水平な場所に安定した状態で取り付ける。 (2) 移動式ガスストーブは、転倒遮断機能を有するものを使用する。 (3) 固定式燃焼器具の落下・転倒防止策を講じる。	(1) 感震器内蔵のマイコンメータ又は対震自動ガス遮断器を設置する。 (2) ガス漏れ防止策として、未使用ヒューズガス栓にガス栓カバーを取付ける。 (3) 1,000Kg以上の容器置場については、容器収納庫内に対震自動ガス遮断器を設置する。

また、地震時の火災は、大災害につながることから地震時に速やかに使用中の燃焼器具を自動的に消火する安全装置が必要であるため、後述の災害対策用安全機器の設置等の対策を講じること。

【地震等災害に強いLPガス供給設備の基準】

・鉄筋コンクリート製収納庫の例

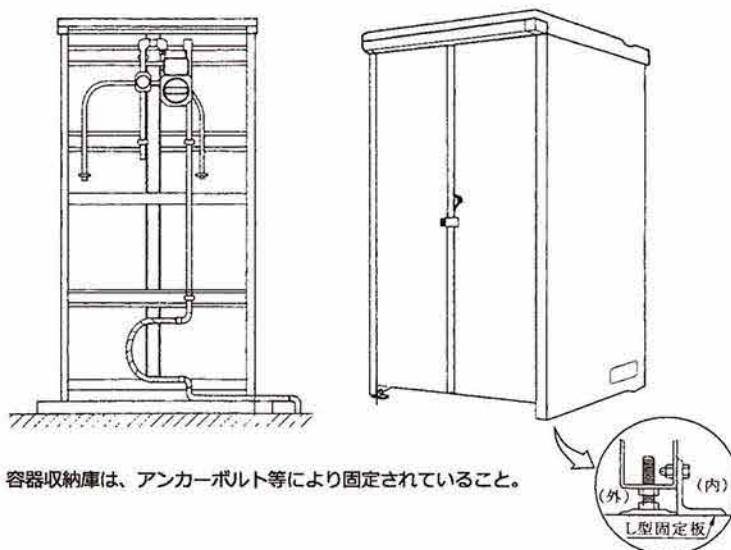


・小規模供給設備用収納庫

いたずら防止対策や雪害対策として専用の容器収納庫を取付ける。この場合、容器のほか調整器及びガスメータを併せて収納することが望ましい。

地震による転倒防止としては、容器収納庫の固定のための所定の基礎工事やアンカーの設置をするとともに屋根の軽量化を図ることが必要となる。

鋼製の容器収納庫の設置例を下図に示す。



【地震等災害に強いLPガス供給設備の基準】

災害対応型バルク供給システム



バルク貯槽ユニット



設置事例



・供給ユニット

緊急時にすぐに対応できるように、マイコンメータ、ガス栓ユニット、が標準装備されており、ワンタッチカップリングを使えば炊き出し用の大型コンロ、大型炊飯器、発電機、暖房器、給湯器などを簡単に接続することができます。

・バルク貯槽

バルク貯槽のサイズは 300 kg、500 kg、1000 kg の 3 タイプがあり、平常時においても通常のバルク貯槽として、LP ガス供給設備に接続して利用することができます。

・マンション、レストラン他集会所、避難所等の公共施設への設置依頼をしていく。

・災害時に役立つLPガス機器

災害対応バルクには、コンロや炊飯器、発電機などの災害時に必要なガス機器を接続してすぐに使用することができます。燃焼・給湯・発電照明など、災害時に必要な機器をセットにしたものも市販されています。



LP ガス発電機



鋳物コンロ



炊出しステーション



災害用煮炊釜

【ガス放出防止型高圧ホース及びガス栓カバーの設置】

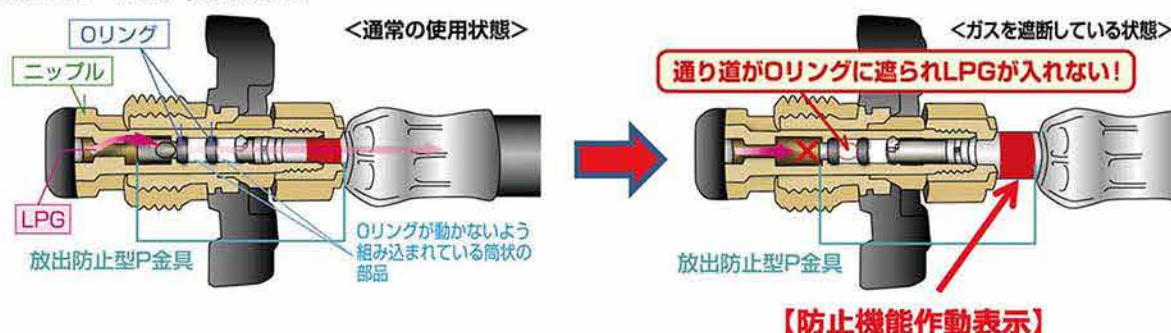
・ガス放出防止型高圧ホースの設置

1. 期限交換時には、ガス放出防止型高圧ホースと取替える。

この場合、交換対象となる施設は、高圧ホースを設置している供給設備とする。(地震対策保安推進事業では、低圧ホース、連結管、いわゆるツインスター等を使用している施設は対象外としているが、自動切替式調整器・高圧ホースへの交換については更なる自主保安として推奨する。)

2. 供給設備を新設する場合には、高圧ホースはガス放出防止型高圧ホースを使用すること。

・高圧ホースの作動原理



・ガス栓カバーの設置及び装着方法

誤開放防止の為、『ガス栓カバー』を装着しましょう

ホースガス栓による事故の8割以上が誤開放です

誤開放とは
燃焼器具が接続されているガス栓のつまみを間違えて開けてしまうことをいいます。

72件
誤開放 86.1%
その他

ガス栓カバー
結束バンド

ガス栓カバーの装着方法

ガス栓カバーのガス栓への装着方法

- 1 燃焼器具が接続されていないガス栓のつまみが「閉」であることを確認してください。
- 2 ガス栓カバーの上部にある矢印を確認の上、出口側に向け、つまみにかぶせます。
- 3 結束バンドを締め、ガス栓カバーを固定します。
- 4 結束バンドの余分な部分は必ず切ってください。

注意

- ガス栓カバーは自己消化性ですが、火気を近づけないで下さい。
- 消費設備の調査時等に劣化・損傷などがあつたら必ず交換して下さい。
- 結束バンドは1度分すと再使用できません。ガス栓カバーをつけ直す場合は、新たな結束バンドをご使用下さい。

【ガス放出防止機構付き安全機器の設置】

- 設備の状況等により自動切換式調整器が設置できない場合には、以下のイからハの方法によりガス放出を防止する措置を行うこと。

イ キャップ式ガス放出防止器の設置

ボンベの揺れ等で、鎖が引っ張られるとリセットスプリングが作動してガスを遮断するガス放出防止器（いわゆる「ナマズバルブ」「ナマズホース」）によりガス放出を防止する。

ロ 高性能単段式調整器とガス放出防止型高圧ホースの併用

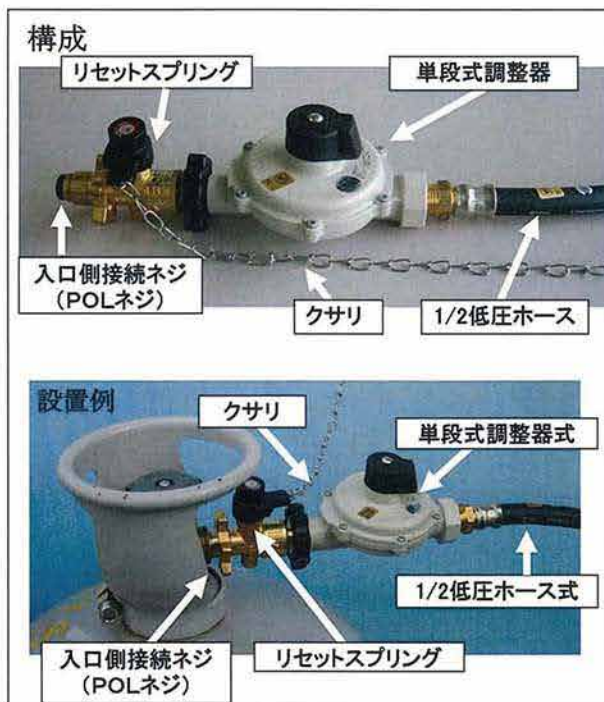
調整器入り口が高圧ホースの接続に対応している単段式調整器、又は、単段式調整器に高圧ホースを接続できる継手を使うことにより、ガス放出防止型高圧ホースを接続しガス放出を防止する。

ハ 過流式ガス放出防止器

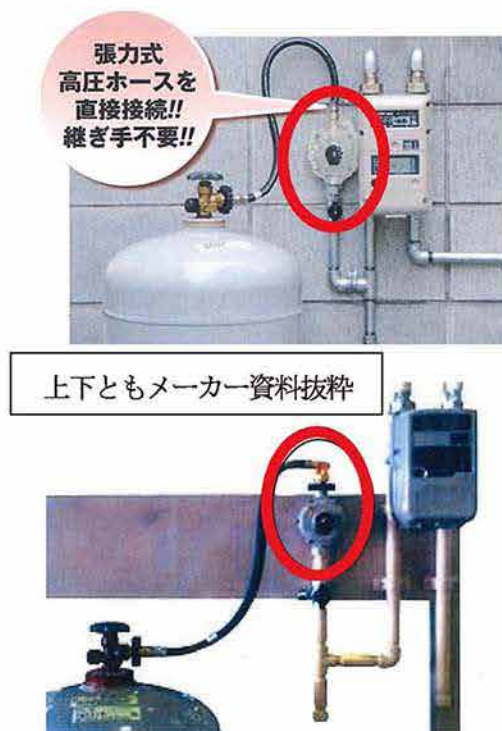
ヒューズ機構により、配管が折損等により大量のガスが流れるとガスを遮断する。遮断容量等に応じたタイプがある。

なお、設置に際しては、有効に作動するよう各器具の固定場所及びホースの長さ等に留意すること。

イ) キャップ式ガス放出防止器



ロ) 高性能単段式調整器 + ガス放出防止型高圧ホース



【業務用ガス遮断装置（感震器内臓型）】

・ ガス遮断弁	・ 遮断弁用コントローラー（感震器内臓）
サイズ：15A～80A 	

＜特長＞

- ・ コントローラーに感震器が内蔵されており、震度 5 以上の地震を感じた場合
自動で遮断弁を閉じガスの供給を止めます。
- ・ 警報器と連動することにより自動で遮断弁を閉じガスの供給を止めます。
- ・ コントローラーで毎日のガス使用前・後にガス漏れ検査ができます。

＜設置例＞

- ・ 業務用施設（レストラン、旅館・ホテル、料理飲食店、給食センター、病院等）
でガスを大量に使用する施設。

【地震等災害に強いLPガス供給設備の基準】

「50kg 容器のチェーン掛け等に関する例示基準」

以下に基準を例示する。なお、本基準の適用は「宇和海沿岸地域及び土砂災害警戒区域」を推奨とし、その他の地域はLPガス販売事業者の自主的な取組みとする。

50kg 容器の転倒・流出防止策（チェーン2本掛け等の基準）

1. 基本的に容器1本ごとに鎖がけし、家屋の壁と容器とのすき間及び鎖等のあそびは極力少なくすること。
2. 容器は、イ又はロの方法により上下2箇所鎖がけをすること。
 - イ 容器高さの $3/4$ の位置及び $1/4$ の位置で固定する。
 - ロ プロテクター付の容器にあっては容器高さの $3/4$ の位置及びプロテクターを通しその上部15cm～20cmの位置で固定する。
 ただし、プロテクターを通すことが困難な場合は、イの方法での固定を可とする。

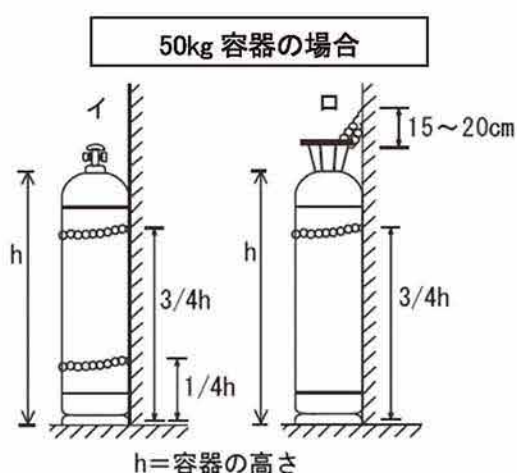
3. 同一容器置き場に複数の容器を設置する場合、5本までの鎖がけを可とする。
 この場合であっても鎖は上下2本とし、容器同士及び家屋の壁面に隙間がある場合は、鎖がけは容器1本ごととする。

容器収納庫に設置する場合にあっては、容器5本までは容器高 $3/4$ の位置1箇所でも可とする。ただし、容器収納庫の形状、専用固定具等により転倒・流出の恐れがないと判断される場合は、本数に関わらず鎖がけは1本でも可とする。

4. シリンダーベルト等専用固定具を用いる場合は、当該固定具の基準に従い適切に設置すること。この場合であっても転倒・流出防止に有効な措置を行うこと。

5. 鎖止め等の固定方法など

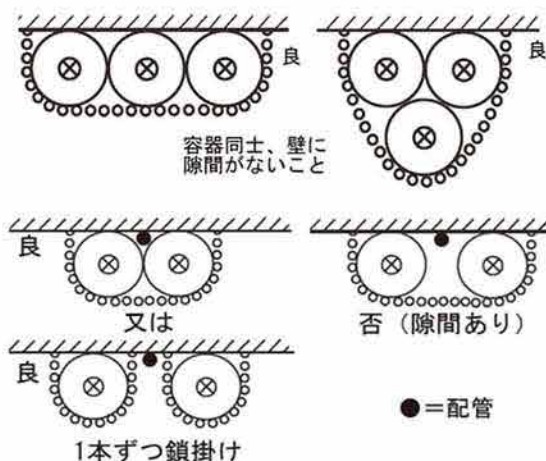
- イ 木造家屋の外壁に鎖止めを取付ける場合は、軸組（柱、間柱）に確実に取付けること。
- ロ コンクリート壁の場合は、ホールアンカー等を使用すること。
- ハ モルタル壁のラスボード等にはカールプラグを使用しないこと。また、モルタル壁に直接、接着剤のみを使用して副木等を取付けないこと。
- 二 鎖は直径3mm以上の防錆処理をした圧着鎖又は引張強度が2.94kN以上のものであること。
 ベルトは鎖の規定以上の引張強度及び常時屋外で用いられるため耐候性を有すること。



50kg 容器を複数本鎖がけする場合

【上方から見た設置状況】

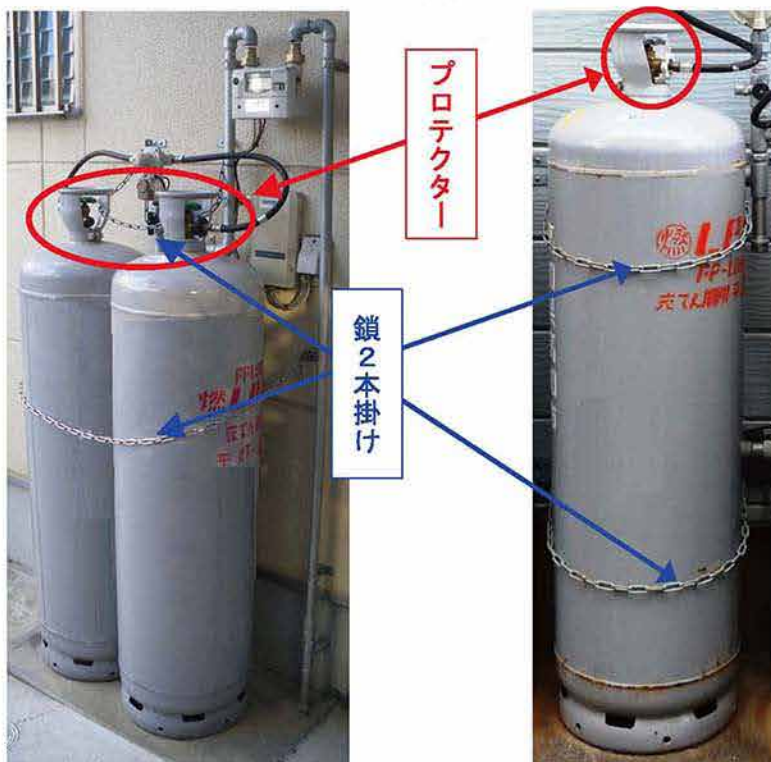
いずれの場合も鎖はイ又はロの上下2箇所とする。



* 参考資料 *

【高知県における容器のプロテクター装着・転倒防止例】

プロテクター装着と鎖の2本掛け



プロテクターと本体との2本掛け

本体の上下2本掛け



【応 援 者 の 心 構 え】

被災地の応援にあたり、充分ご承知の事と存じますが、以下の点にご配慮願います。

1. 被災地への救援であることを自覚して行動すること。
2. 被災者へ暖かい目を向け、面倒くさい態度を慎むこと。
3. 「愛媛県 LP ガス協会の〇〇です。LP ガス設備の点検にきました。」と、身分並びに LP ガス設備の点検に来たことを相手にはっきり伝えること。（身分を証明できる免許証、免状等を携帯すること。）
4. 安全点検事項について、もれの無いように確実に点検すること。
5. 異常がある場合は、必ず「設備改善のお願い」を手交と口頭で説明し、異常が無い場合は、口頭ではっきりお客様に伝えること。
(例) 設備に異常はありませんので、今までどおり使用してください。
(例) 配管に漏えいがありますので、ガスは使用しないでください。
販売店とご相談して、改善が終わってからご使用ください。
(例) 使用中にガス漏れ警報器の作動、その他異常があれば、使用を中止して販売店へ連絡してください。
6. 不明な点は、自己判断せずにペアと相談すること。
7. 勝手な行動は慎むこと。
8. LP ガス以外のお客様から点検の依頼があったら、「都市ガス会社も点検に回っておられますので、それまでお待ちください。」と丁寧に断ること。
9. その他、お客様には丁寧に対応すること。

【応援者が持参する物資等】

1. 漏 え い 検 査 機 器	①自記圧力計、記録紙 ②ガス漏えい検知器 ③漏えい検知液
2. 服 装 等	①ヘルメット ②安全靴 ③軍手・皮手袋 ④作業服(できれば帯電防止作業服) ⑤マスク(できれば防塵マスク) ⑥防寒具
3. そ の 他 必 需 品	①懐中電灯(できれば防爆構造のもの) ②ラジオ・電池 ③携帯電話 ④ボールペン・マジック ⑤緊急工具類 (ドライヤー(水害時)) ⑥身分を証明できる物(免状) ⑦自分のための飲食物 ⑧防爆機器(作業灯、コード リール、防爆工具など)

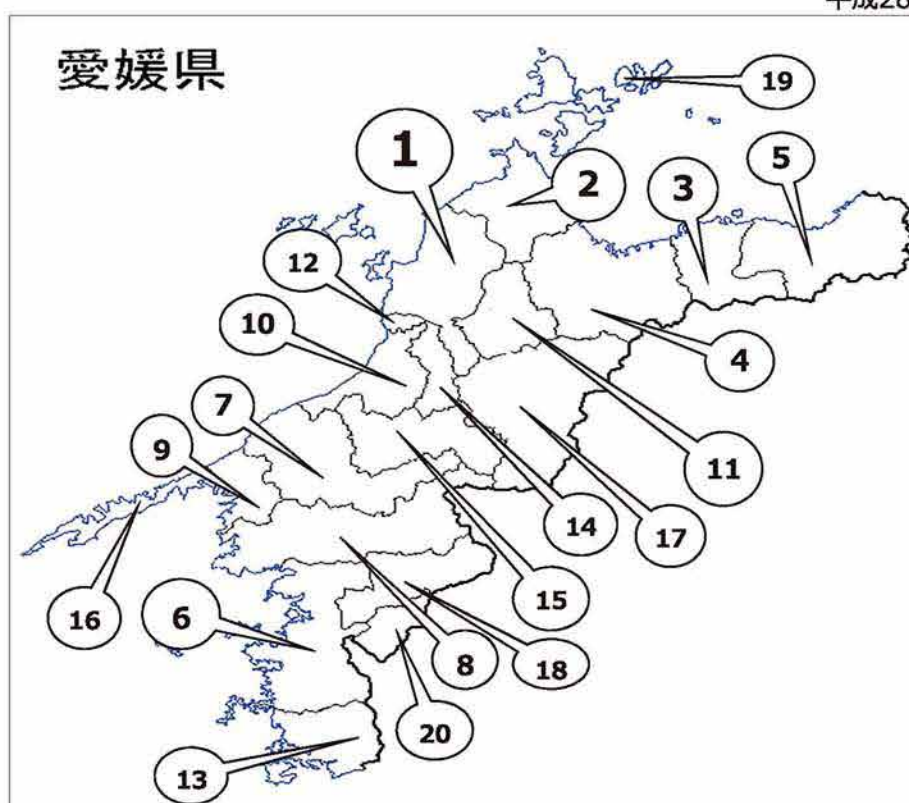
支部別（地域災害対策本部）消費者戸数

平成28年3月31日現在

	支部名	支部長名	会社名	郵便番号	所在地	電話番号	消費者戸数（戸）
1	四国中央	石川 裕	旬日之出商店	799-0111	四国中央市金生町下分1554-1	0896-56-5011	26,642
2	新居浜	妹尾 次郎	正起ガス(株)	792-0851	新居浜市観音原町甲6番地7	0897-44-5111	40,529
3	西条	藤下 一志	(有)リビング藤下	793-0023	西条市明屋敷328-1	0897-55-4363	17,511
4	周桑	篠森 均	周桑農業協同組合	791-0593	西条市丹原町池田1701-1	0898-68-4884	12,730
5	今治	越智 浩	東予液化ガス(株)	794-0801	今治市東鳥生町5-59	0898-22-7634	50,704
6	松山	吉田 幸人	愛媛日商プロパン(株)	791-3197	伊予郡松前町大字筒井1266	089-984-1296	176,781
7	大洲	曾根 昭力	南予プロパン(株)	795-0071	大洲市新谷乙514	0893-25-2000	22,167
8	八幡浜	新地 卯助	旬新地商店	796-0088	八幡浜市1207-1	0894-22-3456	9,996
9	西予	井関 啓介	井関プロパン	797-1212	西予市野村町野付11-131	0894-72-0235	12,403
10	宇和島	亀岡 明彦	亀岡ガス販売(株)	798-0087	宇和島市坂下津甲407-19	0895-22-0797	30,321
11	南宇和	橋本 健二	南宇和ガス燃料(株)	798-4341	南宇和郡愛南町蓮乗寺9-2	0895-72-1345	6,875
							406,659

【愛媛県市町別LPガス消費者戸数】

平成28年3月31日現在



市 町 名	業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外のもの)	共同住宅 (3世帯以上入居する構造のもの)	一般住宅	合 計	都市ガス供給戸数
1 松 山 市	5,366 戸	69,017 戸	63,274 戸	137,657 戸	54,722 戸
2 今 治 市	2,229 戸	10,318 戸	33,060 戸	45,607 戸	18,354 戸
3 新 居 浜 市	1,415 戸	10,932 戸	27,138 戸	39,485 戸	
4 西 条 市	1,304 戸	8,019 戸	23,473 戸	32,796 戸	
5 四 国 中 央 市	1,310 戸	8,049 戸	18,235 戸	27,599 戸	
6 宇 和 島 市	1,027 戸	4,156 戸	18,042 戸	23,225 戸	9,041 戸
7 大 洲 市	735 戸	3,294 戸	12,945 戸	16,974 戸	
8 西 予 市	552 戸	1,222 戸	11,123 戸	12,897 戸	
9 八 幡 浜 市	729 戸	2,692 戸	5,353 戸	8,774 戸	
10 伊 予 市	460 戸	1,644 戸	8,486 戸	10,590 戸	
11 東 温 市	452 戸	3,122 戸	6,209 戸	9,783 戸	
12 伊予郡松前町	339 戸	1,556 戸	6,243 戸	8,138 戸	43 戸
13 南宇和郡愛南町	316 戸	962 戸	6,262 戸	7,540 戸	
14 伊予郡砥部町	211 戸	1,633 戸	3,926 戸	5,770 戸	
15 喜多郡内子町	245 戸	545 戸	5,385 戸	6,175 戸	
16 西宇和郡伊方町	78 戸	116 戸	1,315 戸	1,509 戸	
17 上浮穴郡久万高原町	247 戸	167 戸	3,271 戸	3,685 戸	
18 北宇和郡鬼北町	100 戸	169 戸	3,780 戸	4,049 戸	
19 越智郡上島町	126 戸	300 戸	2,361 戸	2,787 戸	
20 北宇和郡松野町	77 戸	72 戸	1,470 戸	1,619 戸	
合 計	17,318 戸	127,985 戸	261,351 戸	406,659 戸	82,160 戸

※報告書回収率：92.3%

愛媛県L P ガス災害対策要綱

一般社団法人愛媛県L P ガス協会

愛媛県LPガス災害対策要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、災害によって愛媛県内に重大な被害が発生、若しくは発生の恐れのある場合に、一般社団法人愛媛県LPガス協会（以下「LPガス協会」という。）が会員相互と地域社会への協調支援を基本とした災害対策組織を設置し、県内におけるLPガスの保安の確保及び安定供給に万全を期することを目的とする。

(適 用)

第2条 この要綱は次の場合に適用する。

- (1) 大規模地震対策特別措置法、東南海・南海地震法に基づき警戒宣言が発令された場合
- (2) 震度5弱以上の地震が発生した場合
- (3) 風水害により地域に甚大な被害が発生した場合
- (4) 支部等から要請があった場合
- (5) その他LPガス協会会長（以下「協会長」という。）が必要と認めた場合

第2章 組 織

(対策本部)

第3条 第1条の目的達成のため、協会長はLPガス協会内に愛媛県LPガス災害対策本部（以下「対策本部」）を設置する。

- 2 会長がその職務を実行できないときは、副会長が会長職務を代行する。
- 3 対策本部等を設置したときは、愛媛県に報告する。

(本部長等)

第4条 対策本部は円滑な対応とその処理を図るため、協会執行部役員等を持って構成する。

- 2 本部長は協会長があたり、業務を総括する。
- 3 副本部長は副会長があたり、本部長を補佐し、本部長がその職務を実行できないときは、副会長が会長職務を代行する。
- 4 本部事務局は協会事務局があたり、本部長の命を受けその職務を遂行する。

(地域対策本部の設置)

第5条 本部長は、現地で災害対策を円滑に実施するため、局地的に甚大な被害を受けた地域に地域災害対策本部（以下「地域本部」という）を必要に応じ設置することができる。その際に本部長は必要に応じ、支部長に地域本部長を指名する。

- 2 地域本部は被災地域の正副支部長等で構成する。
- 3 地域本部は原則として予め支部において定めた場所に設置する。
- 4 本部長は災害の危険が無くなったと認めるとき又は災害の発生後における対策・措置が完了したときは、愛媛県と協議のうえ、地域本部を解散する。
- 5 本部長は対策本部を解散したときは、地域本部及び協会各支部に遅滞なく通知し地域本部を解散する。

(災害発生時の支援)

第6条 被災地域以外のLPガス協会会員は、この要綱の目的を達成するため、本部長の要請に従い支援活動にあたることとする。

- 2 各支部にも災害対策班を設置し、支部長が統括する。災害対策班は、容器回収班・点検班・緊急物資輸送班により構成される。

第3章 職 務

(対策本部の職務)

第7条 対策本部の本部長の指示に従って次の職務にあたる。

- (1) 被災状況の把握及び本部への情報提供
- (2) 被災事業者の実態把握及び本部への支援要請
- (3) 応援要員等との連絡調整
- (4) 広報活動
- (5) 第9条及び第10条の立案並びに指示
- (6) その他

(地域本部の職務)

第8条 地域本部の職務は次の通りとする。

- (1) 販売店等の被害状況の収集、現地調査を実施し対策本部へ報告
- (2) 被害状況に応じた応急措置
- (3) 二次被害防止のための広報活動
- (4) 被災地域支部との連絡調整
- (5) LPガス緊急支援物資等の支援要請
- (6) その他必要な事項

(職員の職務)

第9条 LPガス協会職員は、第3条の規定に従い、速やかに事務所に参集して対策本部の設置に備えるとともに、本部設置後はその機能を最大限発揮できるよう関係業務の調整にあたる。

(会員の職務)

第10条 会員は、対策本部又は地域本部の指示に従い職務に従事し、LPガスによる災害の発生又は災害拡大の防止活動を行う。

会員の職務は次のとおりとする。

- (1) 被災状況の現地本部への報告
- (2) 緊急対応措置の実施
- (3) 広報活動
- (4) 応急点検（供給関係）の実施
- (5) 緊急保安活動状況の地域本部への報告
- (6) LPガス及び関連器財の緊急輸送
- (7) その他

第4章 会 議

(対策本部会議)

第11条 本部長は、災害復旧対策等重要事項を協議するため、必要に応じ対策本部会議を招集する。

- 2 本部長は、必要に応じ学識経験者等を参加させることができる。
- 3 本部長は、緊急を要する災害復旧対策等が生じた場合には、本部長の権限により災害復旧対策等を実施することができる。

(地域本部会議)

第12条 地域本部長は、本部長の命により又は必要に応じ地域本部会議を招集する。

- 2 地域本部長は、必要に応じ学識経験者等を参加させることができる。

第4章 雑 則

(事後処理)

第13条 この要綱に定める災害活動等の事後処理は、LPガス関係事業者の責務と協調のもと速やかに安全に執り行う。

(費用)

第14条 この要綱により発生する費用の拠出については、対策本部において裁定するものとする。

なお、支援要員には手当等を支給しないものとする。

(細目)

第15条 前各条に定めるもののほか、その他必要事項については、本部長及び地域本部長の判断により決定する。

(準用)

第16条 この要綱は他の都道府県協会等から支援要請があつた場合にも準用する。

(その他)

第17条 この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

(付則)

この要綱は、平成 8年 1月23日から施行する。

この要綱は、平成28年10月 1日に改訂する。